

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

1 日 時

令和2年9月24日（木） 午後1時01分から
午後4時52分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、木田昇、藤田正道、河野成司、
猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

駕海豊、守永信幸、小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第87号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第4号報告及び第5報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 第82号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成多数をもって決定し、第86号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (4) 陳情19について質疑を行った。
- (5) 公社等外郭団体の経営状況について、大分県長期総合計画の実施状況について及び新型コロナウイルス感染症への対応についてなど、執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について所定の手続を取ることとした。
- (7) 県外所管事務調査について実施しないことを決定した。
- (8) 参考人招致及び県内所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
政策調査課政策法務班	主査	甲斐諒子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和2年9月24日（木）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

13：00～14：40

(1) 合い議案件の審査

第 82号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）（本委員会関係部分）

第 87号議案 美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について

第 4号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について
（本委員会関係部分）

(3) 付託外案件の審査

陳 情 19 海上自衛隊の軽航空母艦の保有は再考すべきとの意見書の提出について

(4) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③第3次大分県環境基本計画の実施状況について

④第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況及び第5次おおいた男女共同参画プランの策定について

⑤第4次大分県消費者基本計画の策定について

⑥第2次大分県青少年健全育成基本計画の改訂について

⑦大分県地域防災計画の修正について

⑧大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定について

⑨性の多様性に関する職員ハンドブックについて

(5) その他

3 福祉保健部関係

14：50～16：40

(1) 合い議案件の審査

第 86号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）（本委員会関係部分）

第 4号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について
（本委員会関係部分）

第 5号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）

(3) 諸般の報告

- ①新型コロナウイルス感染症への対応について（季節性インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制）
- ②新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の体制強化について（県内所管事務調査のまとめ）
- ③公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について
- ④公立大学法人大分県立看護科学大学の令和元事業年度の業務実績に関する評価結果について
- ⑤公社等外郭団体の経営状況等について
- ⑥大分県長期総合計画の実施状況について
- ⑦第7次大分県医療計画について
- ⑧おおいた高齢者いきいきプラン（第8期）について
- ⑨大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について
- ⑩大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期）について
- ⑪大分県ギャンブル等依存症対策推進計画について
- ⑫国保運営方針の見直しについて

(4) その他

4 協議事項

16:40～17:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) 参考人招致について
- (4) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として駕海議員、守永議員、小嶋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていきますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、報告2件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のあった第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

河野私学振興・青少年課長 第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は26ページですが、福祉保健生活環境委員会資料で説明します。資料の1ページをお開きください。

1改正内容にあるとおり、マイナンバーの県独自利用事務を規定するマイナンバー条例別表に、高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務を追加するものです。

具体的には、2改正理由にあるとおり、私立高校専攻科に通う住民税非課税世帯の生徒等を対象として令和2年度に創設された高等学校専攻科修学支援金の審査手続等にマイナンバーの利用を可能とするものです。

これにより、申請者の課税情報がマイナンバ

ーで確認できるようになるため、申請時及び認定後の審査に必要な課税証明書の添付が不要となり、申請者の負担軽減が図られるものです。

3施行期日は、公布の日としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

阿部委員 対象高校のコメ印の看護関係5校、自動車関係1校の名前を教えてください。

河野私学振興・青少年課長 自動車工学専攻科が大分高校です。あと、看護関係が大分東明高校、明豊高校、別府溝部学園高校、昭和学園高校、柳ヶ浦高校です。

阿部委員 これは一緒でしょう。

河野私学振興・青少年課長 一緒のことです。上に書いているそれぞれのことについて、下のコメ印で看護関係が5校とまとめています。

井上委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに、御質疑等もないので、これで質疑を終了し、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

第82号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

井上委員長 賛成多数であります。

よって、第82号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しま

した。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

それでは、第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について及び第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、生活環境部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 それでは、7月に専決処分をした第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）と今回補正分である第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）について御説明します。

まずは、補正予算の概要について説明します。資料は3ページ及び4ページをお開きください。

令和2年度7月補正（専決）では、7月豪雨を受け緊急に対応する必要のあった、被災した民営水道施設の復旧支援と、海岸漂着物の回収等に要する経費の2事業を計上しています。また、今回補正予算では、災害からの本格的な復興に向け、甚大な被害を受けた、阿蘇くじゅう国立公園内の登山道などの復旧工事に係るものや、新型コロナウイルス感染症対策として、安定的な検査体制を維持するものや、広域防災拠点での感染防止対策に必要な経費など5事業を計上しています。

委員会資料の2ページにお戻りください。これらの補正予算額及び令和2年度一般会計予算額の状況となります。

7月補正（専決）予算額は、7月補正予算（専決）欄の生活環境部部計の①8千万円です。9月補正予算額は、9月補正予算案欄の生活環境部部計の②3億789万8千円です。

これらに既決予算を加えた本年度予算の総額は、計欄の③131億6,833万4千円となります。

生活環境部としては、7月豪雨からの復旧復興と、新型コロナウイルス感染症への対策について、既決予算と合わせ、今回補正予算により、しっかりと対応していくとともに、今後とも臨機な対応を心がけていきます。

なお、これらの補正予算の詳細については、

令和2年度7月補正（専決）、9月補正の順に担当課長から説明しますので御審議のほどよろしく申し上げます。

芦刈環境保全課長 まず、令和2年度7月補正（専決）予算の概要を説明します。

資料の3ページをお願いします。

環境保全課の事業について御説明します。事業名欄上から1番目の民営水道施設災害復旧支援事業費3千万円です。

この事業は、令和2年7月豪雨で被災した民営水道施設の復旧に必要な費用に対し助成するものです。

具体的な内容ですが、市町が助成後の地元住民負担の2分の1について、県独自で上乗せ支援をするものです。

この結果、市町と合わせた管理組合等への補助率は4分の3から6分の5となります。

御沓循環社会推進課長 続いて、循環社会推進課の事業について御説明します。

事業名欄上から2番目の災害時海岸漂着物処理事業費です。

既決予算額1,500万円、補正予算額5千万円、計6,500万円です。

本事業は、大規模災害発生時に機動的に対応するために計上された災害パッケージ関連事業です。

令和2年7月豪雨により、被害を受けた県管理海岸等の早期復旧を図るため、滞留した草木等の漂流、漂着物を回収、処分するものです。

河野生活環境企画課長 続いて、令和2年度9月補正予算案の概要を説明します。

資料の4ページをお願いします。

生活環境企画課の事業について御説明します。事業名欄上から1番目の衛生環境研究センター感染症対策機器整備事業費既決予算額1,141万2千円、補正予算額1億947万円、計1億2,088万2千円です。

この事業は、衛生環境研究センターの設備や備品の更新を行うものです。

具体的な補正内容ですが、新型コロナウイルス感染症に対する安定的な検査体制を維持するため、老朽化している検査室の特殊空調設備や

検査に必要な核酸自動抽出機等の備品を更新整備するものです。

橋本自然保護推進室長 続いて、自然保護推進室の事業について御説明します。

事業名欄上から2番目の自然公園施設災害復旧事業費1億3,655万9千円です。

この事業は、令和2年7月豪雨で被災した阿蘇くじゅう国立公園内の登山道等の復旧を行うものです。

具体的な補正内容ですが、土石流や流木の発生により多大な被害のあった、県が管理する竹田市の赤川登山道、沢水朽網分れ登山道、九重町の長者原すがもり登山道の復旧を行います。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 続いて、人権尊重・部落差別解消推進課の事業について御説明します。

事業名欄上から3番目の隣保館整備事業費1,836万円です。

この事業は、市町村が設置する隣保館等の施設整備に要する経費の一部を助成するものです。

内容は、中津市の隣保館の合併浄化槽設置に係る費用と、令和2年7月豪雨で被災した日田市の地区集会所の復旧に係る費用を助成します。
首藤防災対策企画課長 続いて、防災対策企画課の事業について御説明します。

事業名欄上から4番目の地震・津波等防災・減災対策推進事業費です。既決予算額1億5千万円、補正予算額3千万円、計1億8千万円です。

この事業は、災害時における避難者の感染リスクの低減を図るため、避難所の衛生環境を整備するもので、簡易間仕切りやアルコール消毒液などの購入に要する経費について、補助率を3分の1から2分の1にかさ上げして市町村に対し助成するものです。

次に、5番目の広域防災拠点衛生対策強化事業費1,350万9千円です。

この事業は、南海トラフ地震等の大規模災害時に、広域防災拠点となる大分スポーツ公園の一時避難所における感染症対策を強化するため、パーテーション等の備品整備を行うものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

御手洗委員 3ページに災害時海岸漂着物処理事業費があがっていますが、もう海岸には漂着物が無い、処理を全部仕上げていることになりますか。

御沓循環社会推進課長 7月豪雨を受け、この事業で12か所の海岸、漁港、港湾等から回収作業をしています。現在、まだ一部、回収して港の一角に置いているものが若干あります。

御手洗委員 その一部はいつ撤去できるんですか。

御沓循環社会推進課長 現在協議中ですが、1か所どうしても焼却処理をしたいが、塩抜きに一定期間を要するので、年度末と聞いています。予算を確保したので、できるだけ早く処理するよう管理者に伝えていきます。

御手洗委員 なるべく早くとなぜ言うかというのと、1月の豪雨で鶴見含めて海岸に多く漂着したんです。それを海から揚げていたが、一向に県が発注しない。盆までにはできたんですかね。

僕が行ってみると漂着物を小積み上げて、ネットを張っている。7、8か月そのままにして、そこにあった木の根が30センチぐらい出ている。海岸を使いたくても使えない状況が半年以上続いていました。今回予算がついたので、年度末ということですが、早急に対応してください。

その場所はどこですか。

御沓循環社会推進課長 別府港の海岸の中です。

御手洗委員 では、早急に処理をよろしくお願いします。

猿渡委員 衛生環境研究センターの経費もあがっていますが、本会議でPCR等の検査、今後1日2千件以上を目指すという答弁がありました。ありがたいことだと思っていますが、検査件数が増えていった場合、これがPCR検査だけではなく、抗原検査も含まれているということですが、衛生環境研究センターの人的環境は大丈夫なのか、いろいろな面での機器等の整備が含まれていますが、その辺の環境は大丈夫なのか。人的にも補充が必要ではないか。その辺

を教えてください。

河野生活環境企画課長 衛生環境研究センターの人的な検査体制の強化について説明します。

衛生環境研究センター内で、現在ウイルス検査の担当ではない細菌検査の担当職員3名をPCR検査要員として育成しています。これまではウイルス検査の担当を3名としていましたが、細菌検査の担当職員3名を増員してPCR検査要員として育成し、検査体制の補強を行いました。

それから、検査件数が増大した場合は、細菌チームとウイルスチームの2チーム体制で稼働することが可能となっています。

また、従前から話していますが、クラスター発生などで検査が著しく増加する場合に備え、過去に衛生環境研究センターでPCR検査の経験がある東部保健所の薬剤師1名に加え、食肉衛生検査所の獣医師5名、農林水産部家畜保健衛生所の獣医師10名で計16名の派遣協力体制も構築しています。

また、今言った16名の県職員がいつでもPCR検査機器等の操作に柔軟に対応できるよう研修を実施しており、検査マニュアルを作成して職員に配付しています。

加えて非常勤職員として臨床検査技師を採用しており、検査に付随する補助的業務を担わせることにより、衛生環境研究センターの検査職員がPCR検査に専念注力できる環境を整備しています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、ただいま説明のあった第4号報告及び第80号議案の採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第87号議案美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

都甲うつくし作戦推進課長 美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について御説明します。議案書の32ページと委員会資料5ページをお開きください。

まず、1条例の概要についてですが、この条例は、本県の豊かな自然環境を守り、将来へ継承することを目的に、美しく快適な大分県づくりを広域的に推進するため、ごみのポイ捨てや自動車等の放置行為を禁止することなどを定めた、県民総参加による環境美化や環境保全活動を展開するおおいたうつくし作戦の基盤となる条例です。

2改正の理由は、道路交通法の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

3改正の内容についてですが、条例の第2条第3号において、放置についての用語の定義を定めており、道路交通法第51条の2第1項を引用しています。

今回、令和2年6月10日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、この規定が第51条の4第1項に移されたため、条例についても同様の規定の整備を行うものです。

4施行日については、政令により別に定められる日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日となっています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に付託外案件の審査に入ります。今回は陳情が1件です。

それでは、執行部から説明をお願いします。
後藤危機管理室長 それでは、陳情19海上自衛隊の軽航空母艦の保有は再考すべきとの意見書の提出に関する陳情について御説明します。お手元のピンクの陳情文書表1ページを御覧ください。

このたびの陳情は、軽航空母艦保有の計画は再考すべきとの意見を防衛省に対して提出していただきたいとの内容です。

しかしながら、こうした計画は県として把握していません。

我が国の安全保障や防衛政策は国の専管事項ですので、国において進められていくものと考えています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①について、説明をお願いします。

樫山食品・生活衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

青色の表紙A4縦長の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書をお開きになり、2ページの目次を御覧ください。

当部が所管する団体として、出資比率が25%以上等の指定団体はNo. 8公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、次のページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体はNo. 5の公益財団法人大分県環境管理協会の合計2団体となっています。

このうち、食品・生活衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を御報告します。

13ページをお開きください。

項目2のとおり、県の出資金は200万円で、出資比率は40%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されています。

主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業者の経営健全化についての相談及び指導や景気動向調査、後継者育成支援を行っています。

項目4の元年度決算状況を御覧ください。左側一番上の経常収益は、2,047万1千円となっており、そのうち1,761万9千円が国及び県からの補助金であり、収入のうちおよそ9割を占めています。なお、左側一番下の当期正味財産増減額は、13万7千円の増額となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項及び項目6の対策及び処理状況を御覧ください。組合の加入率は、令和元年度から2年度にかけて増加しているものの、依然として低い水準で推移しています。これを受けてセンターでは、組合への加入促進を図るため、事業者に向けた丁寧な指導や融資相談を行っていくとともに、新規開業者に対して、加入メリットを説明するなど、積極的に働きかけを行っています。

また、新型コロナウイルスの影響により経営状況が悪化した事業者に対する相談体制の強化も求められています。センターでは、日本政策金融公庫内に臨時相談窓口を開設し、速やかに貸付金を申請できるよう、融資相談を行っています。あわせて、中小企業診断士等と連携し、経営等に関する相談会を実施しています。

御沓循環社会推進課長 次に、循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況について御報告します。

お手元の県出資法人の経営状況報告概要書37ページをお開きください。

3事業内容を御覧ください。この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

4元年度決算状況を御覧ください。経常収益は、4億4,010万4千円となっており、当

期正味財産増減額は、2, 174万5千円の増額となっています。

次に、5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況を御覧ください。法定検査とは、浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽が適正に維持管理が行われ、本来の機能が発揮され、適切に排水処理が行われているかどうかを確認するものです。

受検率については、令和元年度はやや改善していますが、引き続き、受検率の向上につながる取組の強化を図ります。

特に、単独処理浄化槽については河川などへの負荷が大きいことから、県としても、合併処理浄化槽への転換を進めています。

また、昨年改正された浄化槽法を円滑に施行するため、今後も当協会と連携し、浄化槽台帳の整備などを通じて、合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽管理の強化に努めていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 生活衛生営業指導センターですが、コロナウイルスの影響で今非常に経営が厳しいところが増えているので、相談体制の強化が求められるとあり、そのとおりだと思いますが、相談体制を強化していくため、どのような具体策がありますか。

樫山食品・生活衛生課長 今回コロナウイルスの影響で経営状況が逼迫しているところがあったので、国の事業で、中小企業診断士、社会保険労務士等を雇用し、県内13会場で相談会をしています。

7月から8月にかけて行い、組合員中心に71名の参加者が個々に融資とか補助金とか、それぞれの方々に最もふさわしいメニューを示して相談に乗っています。

猿渡委員 手続の手伝いもしているんですか。

樫山食品・生活衛生課長 融資相談会はそのままで入っていませんが、その前の国民金融公庫の貸付事業については経営指導員が出向き、書類の作成までの手伝いなど細かくやっています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、次に②から⑤について、説明をお願いします。

高橋生活環境部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について、別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてで報告します。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても参考としてお配りしています。実施状況については、長期総合計画と同様の指標を用いているので、長期総合計画での一括説明とします。

それでは、別冊の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、58施策で全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。

目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和元年度の目標値設定のある97の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

97指標のうち、元年度進捗状況が達成及び概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、83指標で全体の85.5%となっています。

なお、3ページには、令和元年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）、332ページ以降に、参考

資料として、政策・施策ごとの令和元年度の目標値に対する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しているの、後ほど御覧ください。

お手数ですが、4ページにお戻りください。

総合評価の一覧表を、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

生活環境部に関する施策は、安心の分野の政策欄、4恵まれた環境の未来への継承～おおい たうつくし作戦の推進の(1)から(4)までの四つの施策と、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、(3)から(5)までの三つの施策と、6人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の施策、7多様な主体による地域社会の再構築のうち、(2)の施策、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のうち、(2)(3)(4)の三つの施策、次の5ページ、活力の分野の政策欄、7女性が輝く社会づくりの推進の施策、次の6ページ、発展の分野の政策欄、1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち、(6)の施策となっています。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に、未達成の指標について、主なものを御説明します。

別冊230ページを御覧ください。まずは、成果が上がっている指標です。

施策名女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築です。II. 目標指標のi女性が輝くおおい た推進会議の女性活躍推進宣言企業数の達成度は104.8%となっています。

女性活躍推進宣言とは、企業・団体等が、女性が働きやすい職場づくり・環境整備・制度の導入・採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言するものです。

企業等へアドバイザーを派遣し、女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組

んでいる事業所を表彰するなど、女性の社会参画や活躍推進に対する企業等の意識や意欲の向上に努めてきました。

また、県では昨年度末に、女性が働きやすく存分に活躍できる社会の実現に向けて、女性が輝くおおい たアクションプランを策定し、経済界等と連携し業界別トップセミナーの開催や、職場環境の改善等に取り組む企業への専門家の派遣などきめ細かな取組を展開しています。

このような取組を通じ、今後とも、女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築に努めていきます。

84ページを御覧ください。次に成果が上がっていない指標です。

施策名消費者の安心の確保と動物愛護の推進です。II. 目標指標のii犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む)(頭以下)の達成度は61.7%となっています。

これは、昨年2月の動物愛護センターの開設に伴うセンターへの県民の期待から、猫の持込みが急増したため、猫の引取り頭数が前年度から増加したことによるものです。

猫の引取り頭数は増加しましたが、毎月2回の日曜日の譲渡会や平日の随時譲渡、小学生向けの動物愛護教室の実施など、適正飼養や処分を減らす取組も行っており、猫の譲渡数は増加しています。今後とも、これらの取組を着実に続け、動物愛護の推進に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症や、7月豪雨による大規模な災害の発生に象徴されるように、我々の予想を超えるような変化の激しい時代となっています。生活環境部としては、昨年度改訂を行った「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行とともに、変化にもしっかりと対応できるよう現場の声を聞き、大分県版地方創生の実現に向け邁進していきますので、今後とも、御指導よろしくお願ひします。

都甲うつくし作戦推進課長 第3次大分県環境基本計画の令和元年度における実施状況について御説明します。

委員会資料の6ページをお開きください。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画と

して平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造など、五つの基本目標を掲げ15の施策を展開しています。昨年度末には、環境をめぐる情勢の変化に対応し、持続可能な社会を実現するため、SDGsとの関連も示すなど、本計画の改訂を行ったところです。

7ページをお開きください。

1計画に定めた環境指標の評価結果を御覧ください。令和元年度はおおいたうつくし作戦を着実に推進するために様々な環境施策を展開しており、基本目標ごとに計53指標を定め、進捗を管理しています。

昨年度は、8割を超える項目で達成・概ね達成となっており、計画達成に向け順調に進捗しているものと考えています。

2環境指標ごとの評価結果を御覧ください。この中から、目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを御説明します。

目標を達成している指標です。

7ページの7番、ジオガイドの活動回数は、目標の120回を上回る169回となりました。

これは、昨年のジオパーク全国大会開催によるツアー造成や視察等の増加によるものです。

今後とも、全国大会の成果をいかし、ジオガイドのスキルアップなど受入態勢の整備を着実に進め、誘客促進につなげていきます。

次に未達成となっている指標です。

8ページの26番海岸清掃参加者数は、7月の週末の天候不良が重なり、海の日に関連した海岸清掃イベントの中止が相次いだことや、新型コロナウイルスの影響により、本年2月以降の取組が大幅に減少したことによるものです。

今年度も新型コロナウイルスの影響により海岸清掃活動ができていないところですが、海岸部の活動団体等に加え、内陸部の環境保全団体等にもイベント開催を呼びかけていきます。

引き続き、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたの実現に向け、県民の皆さまとともに、うつくし作戦を進めていきます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 大分県男女共同参画計画の実施状況及び策定について御説明します。お手元の資料10ページをお開きください。

1計画の目的・位置づけですが、計画の目的は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することです。位置づけとしては、男女共同参画社会基本法及び大分県男女共同参画推進条例に基づく計画であり、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画としての性格も有しています。

2計画策定の理由ですが、現行の第4次大分県男女共同参画計画の計画期間が今年度末に終了するため、新たに第5次大分県男女共同参画計画を策定するものです。

3現行計画の進捗状況ですが、設定25指標のうち、達成率が80%未満のものが11指標あります。性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度や社会全体において男女の地位が平等と感じる人の割合、DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合などが目標を下回っているところです。

なお、次のページに指標の一覧表を示しています。

4策定のポイントとしては、一つ目が、意識改革に関する広報啓発の充実・強化です。男女共同参画の意識改革については、これまで取り組んできましたが、まだまだ道半ばですので、一層の向上を図り、誰もが人権を尊重され、尊厳をもって暮らせる社会を目指したいと思えます。二つ目は、働き方・暮らし方改革の変革への対応です。コロナ感染症により、働き方が見直され、テレワークなどが普及しており、また、多様な人材をいかすダイバーシティ経営も導入されていることを踏まえ、誰もが個性と能力を発揮できるための施策を盛り込みたいと考えています。三つ目が、性犯罪、性暴力対策の強化の方針の反映です。これは、本年6月に国から示されましたが、性犯罪、性暴力対策では、相談しやすい環境の整備や被害者への手厚い支援

などが盛り込まれているので、それらを反映して、暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせるようにしたいと考えています。

第5次大分県男女共同参画計画の骨子案については、資料の右側を御覧ください。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

総合目標は、男女共同参画社会の実現とし、基本目標は、Ⅰ男女共同参画に向けた意識改革、Ⅱ女性の活躍の推進、Ⅲ男女が安心できる生活の確保の三つの柱で構成したいと考えています。

5今後のスケジュールですが、県庁内のワーキンググループにおいて素案の検討、作成を行い、学識経験者、事業者等で組織する大分県男女共同参画審議会における意見聴取や協議を重ねた後、パブリックコメントにより県民の皆さまの意見を反映する予定です。

12月の第4回定例会では計画の素案を報告します。そして、来年の第1回定例会にて計画案を上程します。

次に、大分県消費者基本計画の策定について御説明します。

お手元の資料12ページをお開きください。

1計画の目的・位置づけですが、計画の目的は、消費者利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、県民の消費生活の安定と向上を図ることです。

位置づけとしては、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく計画であり、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画としての性格も有しています。

2計画策定の理由ですが、現行の第3次大分県消費者基本計画の計画期間が今年度末に終了するため、新たに第4次大分県消費者基本計画を策定するものです。

3策定のポイントとしては、①年間2億円を超える被害額が発生している特殊詐欺等の未然防止への対応や、②令和4年4月から実施される成年年齢の引下げに備えた対応、③世界的に問題となっている食品ロスやプラスチックご

みの削減などSDGsの推進、④急速に進むデジタル化・国際化への対応、⑤頻発する災害・感染症拡大等の緊急時の対応について、計画に盛り込むこととしています。

第4次大分県消費者基本計画の骨子案については、資料の右側を御覧ください。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

総合目標は、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現とし、基本目標は、Ⅰ消費者被害の防止、Ⅱ消費者の自立と事業者の自主的な取組の加速、Ⅲ協働による豊かな社会の実現、Ⅳデジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応、Ⅴ災害・感染症拡大など緊急時対応の五つの柱で構成したいと考えています。

4今後のスケジュールですが、大分県消費者行政連絡協議会において、素案の検討、作成を行い、学識経験者や消費者、事業者等で組織する大分県消費生活審議会における意見聴取や協議を重ねた後、パブリックコメントにより県民の皆さまの意見を反映する予定です。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 男女共同参画計画ですが、相談窓口の周知が15.5%、DV被害で相談した人が3割弱、7割の人が相談されていないという数値があがっています。本会議でもすみれの説明で、SNS、LINEなども活用して周知を図っているという説明があったかと思いますが、具体的にどのような形で活用しているのか、効果が上がっているのか。やはり年齢層を考えたときには、SNS、LINEの活用は有効であり、今後、さらに広げてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 すみれは28年4月に開設して以来、新聞、ラジオなどのメディアや、広報紙、高校等で行うデートDVセミナー等での相談窓口の周知に力を入れてきましたが、まだまだ周知不足です。

今年度は大分駅のデジタルサイネージを活用するなどの新たな取組も予定しています。

すみれだけでなく、DV相談窓口もあわせてそういった県民に広く知っていただくための取組を考えています。

周知がまだまだ不足していることを肝に銘じ、今後ともしっかりと対応していきたいと考えています。

木田委員 SDGsについて、6ページの環境基本計画、12ページの消費者基本計画のときも説明がありましたが、6ページの下にSDGsのアイコンというピクトグラムが載っています。県でSDGsを所管するのは企画振興部なのか生活環境部なのか。SDGsというと、やはり環境とか生物多様性とか人権もあり、生活環境部のところが多いと思いますが、実は貧困とか、農林水産関係含めてSDGsの目標がいろいろあります。今回ここには出ていますが、消費者計画のところにはアイコンがありません。統一してSDGsを進めるのであれば、やはりそれぞれの県の計画にSDGsのアイコンとかマークを付けていくとか、そういった体制、考え方が必要だと思います。それが企画振興部なのか、生活環境部なのか分らないですが、その辺の考え方を教えてください。

高橋生活環境部長 SDGsの所管ですが、そこは明確に線引きはまだされていないので、それぞれの所管する業務の中で生活環境部、環境関係が一番多いので、県としてはSDGsを常に念頭に置いた形で努めていきたいとは思っています。

企画は県全体の施策を持っているという意味では、全ての施策にわたってSDGsの考え方を入れるべきだという視点からの関わり方になっていると思います。

だから、どっちがということではないですが、それぞれの立場でSDGsを念頭に置きながら取組をやっているつもりです。

委員から御指摘のあった、部内全体での統一ができていないじゃないかという話ですが、御指摘のとおりで、全体的に計画の中に全てSDGsの統一した形で入れるところまでまだしていないので、今後はそういったところを少し統一感を持たせた形で進めていければと思います。

す。

木田委員 ありがとうございます。本当に統一感があるべきだと思います。こういう施策の評価についても、17の目標のうちのどれなんだというマークがあるとみんなが意識できるようになると思うので、何か幹部の会議のときに検討してもらえないかと、生活環境部からも投げかけてもらえればと思います。よろしくお祈りします。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、次に⑥、⑦について、説明をお願いします。

河野私学振興・青少年課長 大分県青少年健全育成基本計画の改訂について御説明します。お手元の資料13ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び位置づけですが、この計画は本県の青少年健全育成施策を総合的に推進するため、施策の基本方向と取組を定めたもので、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とし、様々な取組を行っています。

計画の位置づけの一つ目は、青少年の健全な育成に関する条例に基づく基本計画、二つ目は安心・活力・発展プラン2015の部門計画、三つ目は子ども・若者育成支援推進法に基づく県の子ども・若者計画です。

次に2改訂の趣旨ですが、本年度は、計画の中間年であるため、プラン2015等の中間見直し内容や社会情勢や青少年を取り巻く環境の変化などを反映して見直しを行うものです。

次に3主な改訂内容ですが、次の3点です。

一つ目は、インターネット対策の充実です。インターネット上に有害情報が氾濫する中で、SNSなどを通じて少年が被害者や加害者となるネットトラブル事案の防止に向け、知事部局、教育庁との連携強化や役割の明確化により、児童生徒だけでなく、保護者等の各世代の情報モラル、リテラシーを向上させます。

二つ目は、子どもの安全対策の充実です。

昨年5月、川崎事件が発生したことを受け、大分県安全安心まちづくり条例の一部改正や、通学路等における児童等の安全の確保に関する指針が策定され、その中で、①見守りの目を増やす、②大人が声をかける、③すぐ逃げることを教える、④不審者情報の共有が示されたことから、本計画にも反映させ、取組を進めることとします。

三つ目は、子育て支援施策の充実です。

昨年度、子ども・子育て応援プラン（第4期）が策定され、今年度、大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画が策定予定であることから、子育て支援の充実を通じた青少年健全育成に向け本計画にも内容を反映させ、取組を進めます。

最後に、4今後のスケジュールですが、引き続き素案の検討を重ね、大分県青少年健全育成審議会などにおいて意見聴取を行うとともに、1月にパブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画の素案、計画案については、それぞれ本委員会で報告させていただく予定です。

首藤防災対策企画課長 大分県地域防災計画の修正について御説明します。

資料の14ページをお願いします。

先般8月25日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されたので、概要について御報告します。

本年度の主な修正は3点です。

まず、1点目は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加です。国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴い、半割れ等が発生した場合の時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する取組を追記するものです。主な内容として、事前避難対象地域の設置と臨時情報巨大地震警戒発表のときの対応を追記しています。

2点目は、国の防災基本計画の修正内容の反映です。令和元年東日本台風（第19号）、同年房総半島台風（第15号）に係る国の検証結果を踏まえた修正を反映するとともに、避難所

における新型コロナウイルス感染症対策等の最近の施策の進展等を踏まえた修正を行っています。

3点目は、県が行った令和元年度の災害検証を踏まえた防災・減災対策の強化として、避難生活者の保護・救援の強化の観点から、災害派遣福祉チーム（DCAT）派遣について、また防災意識の醸成の観点から昨年度製作した防災教育のツールであるVR動画をそれぞれ追記しています。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

河野委員 青少年の健全育成基本計画の改定ですが、改定内容として、インターネット対策の充実をあげています。近年、青少年がネットで知り合った大人に連れ出されたりすることがあります。親が知らないうちに児童生徒がそのような大人と様々なネットを通じてつながってしまうことについて、このインターネット対策の充実の中において、想定しているのか、対策を講じられるのかをお聞きします。

それと通学路等における児童等の安全の確保に関する指針については、基本的に学校設置者である市町村との関係はどう図るのか、お聞かせください。

河野私学振興・青少年課長 1点目のネットに対する被害ですが、最近、インターネットの普及がどんどん加速して、子どものスマホの使用率などが上がっていますが、実は親の知識がついていっておらず、自分の子どもが部屋に籠もっているけど、何をしているかよく分からないという状況があります。今言われたような犯罪が増えていて、加害者になることもあるし、被害者になることもあるということで、今後の取組としては、子どもたち、中学校、若しくは早くは小学生の時点から、ネットに関する知識をしっかりと学んでもらうようないろんな取組を行っていくとともに、保護者に向け、学校と連携して、学校のPTAとかで学校の先生にそういったことを保護者に言ってもらおうとか、あとは私どもの事業になってきますが、インターネッ

ト事業の専門家等と呼び、いろんなフォーラム等を県内各地で開催し、保護者に対して最新のネット事情、犯罪に巻き込まれる危険性をしっかり周知していきたいと考えています。

2点目の通学路ですが、以前から子ども見守り所を市町村でやっていて、子どもが何かピンチになったときに、そこに寄れば、ガソリンスタンドとかコンビニで助けてくれますよというのを以前からやっていますが、それが最近、若干取組が弱まっているのじゃないかという御意見もいただいています。そういうところをもう一回確認して、しっかり地域で見守る体制を市町村と県警と連携して取り組んでいきたいと考えています。

藤田委員 防災計画の関連で、今回の台風第10号で感じたことですが、台風の進路がほぼ決まっているので、皆さん事前の準備をされますが、前日、ホームセンター、スーパー、コンビニからまず水が一切なくなってしまった。カップラーメン、パンがなくなってしまった。買い求めようという方がまだまだいて、大変混乱していたと思います。こうした防災グッズの事前備蓄については、ホームセンターで9月にキャンペーンをするなど、結構マスコミ等も取り上げていただいて充実してきたなと感じますが、非常食や水の備蓄に関する啓発、情報提供がもう少し必要ではないかなという気がしますが、その辺の考えについて伺いたいと思います。

首藤防災対策企画課長 確かに今回、私もスーパーに行ってびっくりしましたが、ある意味皆さんがしっかり備えをしていただいた結果だと思います。

今回備えていただいたものは基本的に1年以上もつような備蓄品ですので、今回の備えが次に生きるとまづは思っています。

現在、7月豪雨とあわせて、台風第10号の検証等もやっていて、来年度の地域防災計画には、この検証結果を何らかの形で反映させたいと思っています。

今回のそういう備蓄の関係の、ある意味備えが十分でない御家庭がかなりあったという反省も検討できたらと思います。

藤田委員 特に水はペットボトルを買わなくても水道水を備蓄しておけばいいという頭がない方も多かったようなので、啓発の方もよろしくお願いします。

猿渡委員 防災計画の関係ですが、障がい者の方から御意見をいただきました。障がい者、高齢者等災害弱者の避難について、今、一次避難所、一般の避難所にまず行って、それから、福祉避難所にとという形になっていると思いますが、それが現実的でないとのことです。一般の避難所に避難しても、バリアフリーでないため、車椅子の方が床に降りることもできずに、車椅子に乗ったまま過ごさないといけないので休むことができないとか、バリアフリーでないため、トイレに行くことができず、失禁の可能性もあるとか、室内の移動も車椅子で人をかき分けて出入りや移動することも難しい。そういう問題がいろいろあって、一般の避難所に避難した経験から、もう二度と避難したくない、行きたくないと言う人もいます。

この方がいろいろ考えた結果、ホテルに避難する方が現実的でいいのじゃないかと考えたようですが、それも経済的に可能であればいいけれども、経済的に厳しい状況だと、なかなか災害のたびに大変だと思います。別府で個別計画も作ったりいろんな努力をしていますが、それは非常に時間がかかるので、今日、明日迫っている台風で個別計画が間に合わない方もたくさんいるわけです。災害が増えているし、意識が高まっている中で、やはり災害弱者の避難を具体的に進めていくことは、非常に重要な課題だと思っています。その点、どうでしょうか。

河野生活環境企画課長 要配慮者等の避難については、今、県では一度指定避難所の方に来てもらい、そこでスクリーニングをして、福祉避難所やホテル等に行ってもらう形にしています。

その理由は、ホテルや福祉避難所に発熱者が行くことは、やはり危険であるということで、福祉保健部もそういう考え方を持っています。ホテル旅館生活衛生同業組合に、災害時に、どんな方だったら受け入れてくれるのかを協議に行ったら、やはり発熱症状のある方は感染の危

険性を持っているので、なかなか受入れができないとのことでした。となると、さきほど言った一次避難所で健康確認をする必要性があり、今のところ、県としては一度来ていただき、そこでしっかり健康確認等のスクリーニングをして、健康状態に問題がない要配慮者等については、ホテルなり福祉避難所に振り分ける形をとっています。

委員が言われたことは、問題意識として市町村からもそういう意見があがりますが、今のところ、県としては一度避難所に来ていただき、健康状態を確認した後に保健師等の問診を受けて問題ないという方について、そういう振り分けをしたいと考えています。

猿渡委員 災害時に例えば、地震で物が壊れたり、道路が塞がれたりしている中をやっと一次避難所に行って、そこからまたどうやって二次避難所に行くのかとか、現実的にはなかなかイメージしにくいし、いろんな課題がたくさんあると思います。やはり改善の余地があるかと思えます。

今回、台風第10号でホテルを事前に予約し、ホテルに避難された方はたくさんいましたが、そういう障がい者、高齢者に優先的にホテルに避難していただくとか、何か今後また方向を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

河野生活環境企画課長 今、猿渡委員が言われたのは多分、分散避難だと思います。分散避難については、今年5月に県が市町村に示したマニュアルの中でも安全性が確保されるなら、友人の家とか親戚の家、またホテル等についても分散避難してくださいと事前に広報するよう市町村にお願いしています。

ですから、今回、台風第10号については、さきほど防災対策課長からも話があったように、非常に大きい台風ということで、住民の方が市町村の避難情報をしっかり聞いて、それに対応した結果だと思います。その一つに安全性を確保するというのでホテルを利用されたのではないかと思います。引き続き分散避難については、しっかり広報していただくよう市町村には伝えていきたいと考えています。

木田委員 今の意見に関連して、実際の避難所運営も第一義的に市町村が担ってやるということですが、コロナもあり、台風第10号で多数の避難者が出て、ホテルも市内はかなり満室のところがありました。その辺の新しい状況もあって、市町村の担当としては、避難所運営をするたびに、県がもうちょっと手を出してくれないかという思いが結構あるみたいです。

今回の防災計画も既に承認済みということですが、令和2年度のことも今後踏まえていただき、多分今は任意で市町村の担当者が災害後に集まって情報交換していると思います。そこに県の担当者も招かれることがあると思いますが、県が主導して、避難所の実際の運営で困っていることはないのか、県がやるべき部分はないのかという議論をしていただけたら。実際やはり思いがけない事象も出るわけで、さっきも妊産婦とか要支援者についても、1回避難所に行ってからホテルに案内する場合と、最初からホテルに行く場合とで費用負担も分かれてきます。

今回はGoToもあったことが影響していると思いますが、一度担当を集めて今後の計画にいかす、運営にいかす取組が必要じゃないかと思えますので、よろしくをお願いします。

河野生活環境企画課長 7月豪雨とか台風第10号では、市町村の受付時でのマンパワー不足、台風第10号では、急遽新たに避難所を開設、増設するといった状況もあり、恐らくそういう避難所運営に人が足りなかったことが課題だと思います。

いろんな状況があったかと思えますので、10月初めに市町村の担当課長を集めて、それをまず確認した上でどんな対応ができるか、我々もスピーディな対応を考えています。

ただ、我々も考えているのが、やはり自主防災組織とか、防災士に避難所運営でどうお手伝いしてもらおうかが、人を確保するための課題の一つであると思っています。この辺、実際に防災士協議会の協力を得てできた市町村もあり、できなかった市町村等がどういった理由で防災士、あるいは自主防災組織の支援を求めることができなかったのかもじっくり聞きながら、ど

ういった方法ができるかもあわせて検証します。良い方法があれば、それを横展開していき、市町村としっかりと情報共有していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、次に⑧、⑨について、説明をお願いします。

河野生活環境企画課長 大分県自転車の安全で適正な利用等の促進に関する条例（仮称）の制定について御説明します。

それでは、お手元の資料15ページを御覧ください。

初めに、県民意見募集の結果について、御説明します。7月31日から8月30日までの1か月間、県民意見募集を実施した結果、5名の方から16件の意見が寄せられ、条例制定に反対する意見はありませんでした。

意見の分類・概要としては、自転車交通安全教育等として、世代別や学生に対する交通安全教育は必要であり、条例案に賛同するとの意見等が3件、自転車利用時の安全上の措置として、自転車通学生の乗車用ヘルメット着用に関する努力義務の条例案に賛同するとの意見や、生徒・学生のためにヘルメット着用を義務化してはどうかといった意見等が8件、また、自転車損害賠償責任保険等への加入等として、被害者救済の観点から保険加入義務化の条例案に賛同するとの意見等が5件ありました。

次に、お手元の資料15ページと16ページを御覧ください。

条例素案の概要について、御説明します。ポイントは3点です。

一つ目は、3自転車交通安全教育等に関する規定ですが、県や事業者、学校、保護者による交通安全教育について規定しています。

二つ目は、6自転車利用時の安全上の措置に関する規定です。自転車利用者が、自らの安全を確保するため、夜間における反射材の使用及

び乗車用ヘルメットなど交通事故の被害を軽減する器具の使用に努めることを規定しているほか、自転車を利用して通学する児童、生徒及び学生が、乗車用ヘルメットの着用に努めることを規定しています。

三つ目は、7自転車損害賠償責任保険等への加入に関する規定です。被害者救済の観点から、自転車利用者、未成年者を監護する保護者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないことを規定しています。

また、8自転車損害賠償責任保険等への加入の確認や9自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供の規定により、県をはじめ自転車販売店や事業所、学校、自転車貸付事業者は、保険への加入促進に努めることとなります。

10施行期日について、御説明します。

本条例案は、第4回定例会に議案として提出する予定であり、条例の公布及び施行は本年12月を予定しています。

乗車用ヘルメットなど被害軽減器具の使用や保険の加入については、県民への十分な周知期間が必要であり、6自転車利用時の安全上の措置に関する規定の施行は来年4月1日、7自転車損害賠償責任保険等への加入に関する規定の施行は来年6月1日をそれぞれ予定しています。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

性の多様性に関する職員ハンドブックについて御説明します。別冊資料性の多様性に関する職員ハンドブックの1ページをお開きください。

本年4月改定の大分県人権尊重施策基本方針では、性的少数者の人権問題を新たに重要課題に位置づけ、性的少数者への偏見の解消や配慮への取組を進めることとしました。

そこで、まずは職員が性的少数者への正しい知識を身につけ、理解を深める必要があると考え、このハンドブックを作成しました。

なお、作成にあたっては、県内の当事者にも相談し、記載する内容について御意見をお伺いしたところです。

具体的内容としては、2ページからはじめにとして、多様な性や当事者にとって非常に勇気

のいるカミングアウト及び人権侵害を招きかねないアウトティングなどの説明、6ページから県民への対応として、性的少数者が何に困っているのかを中心に、提出書類の確認や窓口での呼出しの際の配慮すべき点などを記載しています。また、9ページから職場内での対応として、職員の中にも当事者がいることを前提とした言動に注意する点などを掲載しています。

このハンドブックを活用し、より一層の啓発を進めるとともに、今後とも、性的少数者への理解が進み、活躍できる社会に向けて、さらなる取組を検討していきます。

井上委員長 何か御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に、御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 私から一つ、最近、新聞記事で、県内で飲酒運転が昨年より増加していると報道されていました。酒気帯びとか酒酔い運転の摘発が8月末時点で前年同期より22件増えているということで、コロナウイルスで出かける人は減っているはずなのに増えているとあります。

また、宇佐市でしたか、教員の方が飲酒運転とか、そういうこともあります。生活環境部として啓発活動について何か御意見があれば聞かせてください。

河野生活環境企画課長 今、委員長が言われたとおり、今年、酒酔い運転の摘発が8月末時点で160件で、私もこの新聞記事は承知しています。

平成19年7月に飲酒運転のない、安全で安心して暮らすことができる県民生活を実現するため、全国に先駆け、議員提案条例による大分県飲酒運転根絶に関する条例が施行されています。

条例に基づき、毎月20日を飲酒運転根絶県民運動の日と定め、関係機関あるいは団体と連

携を図りながら広報啓発活動を推進しているところです。

毎年11月から12月にはキャンペーン期間を定め、イベントの開催や街頭啓発活動を通じて、県民に飲んだらのれんの周知を図っているところです。

今年取組予定は11月20日から12月20日までの1か月間、飲酒運転根絶キャンペーンを展開する予定で、12月1日には竹町ドーム広場において県議会議員の皆さんにもお声かけし、飲酒運転根絶フェアを開催する予定です。

今後とも四季の交通安全運動等を通じて、飲酒運転を絶対しない、させないといった機運の醸成、飲酒運転を許さないといった社会環境の構築のため、県警をはじめ、交通安全協会等関係機関や団体と連携した普及啓発を推進します。

井上委員長 そのところはよろしくお祈いします。飲酒運転に関しては、啓発活動とか、厳罰化で、飲酒運転はいけないぞと思う人が普通だと思いますが、アルコール依存症の人などはそれとは別の対応も必要だと思います。

そういうこともあわせて、今後ともよろしくお祈いします。

ほかに何かありませんか。委員外議員の方もよろしいですか。

守永委員外議員 さっきの議論の中でも第3次大分県環境基本計画の改訂版をこれから作るという話もありましたが、それとちょっと関連しますが、風力発電に関して、計画地域で住民とのトラブルが発生しているのをちらちら耳にしますが、そういう状況どのように把握されているか。

あと、長野県等で県独自で設置に関するガイドラインを設けているような事例もありますが、そういった取組は必要があると思いますが、その辺、何かお考えがあれば聞かせてください。

芦刈環境保全課長 風力発電の関係で御質問いただきました。

今、実際、風力発電については、一定規模以上のものについては全て法アセス、また、県でも平成30年3月に条例を改正し、国の規模よ

り小さい5千キロワットまでを対象としました。

今、県下でいくつか計画がありますが、これらの計画は全て法アセス、若しくは条例アセスを適用して、今手続を進めています。

こういった事業について、実際は事業の認可——これはFIT法や電気事業法によって経済産業大臣が事業の認可、認定をするもので、環境アセスの方は事業をすることによって、より環境に配慮した事業にさせていただくという手続です。

今、事業をするにあたって、地域によっては反対の方もいるし、アセスの手続においては、そういった市町村や住民の方の意見を聞いて、事業を環境に配慮したより良いものにしていくこととなりますが、それにあわせて経済産業省の事業計画策定ガイドラインで市町村や住民等の関係をしっかり構築して事業を進めなさいよというFITの認定要件、それができなければ、取消しもできるような制度に31年に改訂している状況です。

条例に基づいて県からの意見をする際には、アセスの要件というか、環境保全上というか、環境評価項目ではありませんが、しっかり住民とのコミュニケーションを図って、本当に真摯に対応するようにと事業者を指導しています。

守永委員外議員 ありがとうございます。実際には事業実施主体と住民——多くの方々、特に反対する方々との意見交換、コミュニケーションが十分でない実態がある中で、なかなかそれを行政サイドから確認しづらいかとも思いますので、また住民の意見を受け止めながら対応していただければと思います。よろしくお願ひします。

井上委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時51分再開

井上委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。これより福祉保健部関係の審査に入りま

す。

本日は、委員外議員として駕海議員、守永議員、小嶋議員に出席いただいています。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

〔山田審議監挨拶〕

井上委員長 それでは初めに、総務企画委員会から合議のあった第86号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

北村薬務室長 お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

第86号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。なお、議案書は31ページですが、お手元の委員会資料で御説明します。

1条例の概要ですが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものです。

次に、2改正の理由ですが、薬機法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、3改正の内容です。外国製造医薬品等特例承認取得者等に係る変更届が、都道府県知事を経由せずに国へ直接届出することとなりますので、大分市に移譲している当該変更届の受付事務を削除するものです。

施行期日は、公布の日としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終了し、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

それでは、第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について、第5号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第5号）について及び第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、福祉保健部関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 委員会資料の2ページを御覧ください。まず、御報告ですが、新型コロナウイルスへの対応強化のため、10月1日付けで、感染症対策課を新設する組織改正を行います。

感染症対策課長は藤内参事監、健康づくり支援課長は二日市審議監が兼務となります。

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行への備えを進めるためにも、しっかり取り組んでいきます。

それでは、委員会資料の3ページをお開きください。

第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）、第5号報告補正予算（第5号）、第80号議案補正予算（第6号）のうち、福祉保健部関係について御説明します。

補正第4号では、7月豪雨で被災した方の生活再建のために災害援護資金貸付金を計上しており、7月に専決処分しました。

第5号及び第6号では新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や生活福祉資金の貸付原資の積み増し等を中心に計上しており、そのうち特に緊急的に対応する必要がある事業は8月に専決処分しています。

福祉保健部関係の補正第4号の予算額は、表の左上区分の上から2段目、福祉保健部部計の①1億円です。

また、補正第5号の予算額は、その1段下の太枠②94億701万5千円です。

さらに、補正第6号の予算額は、もう1段下の太枠③32億4,480万5千円です。

既決予算にこれらを加えた福祉保健部の現計予算額は、一番下の段の④1,415億1,616万円となります。

各事業の詳細については、補正予算第4号、第5号、第6号の順に担当課長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

幸福祉保健企画課長 委員会資料の4ページをお開きください。

第4号報告関係令和2年度一般会計補正予算（第4号）、7月専決予算について御説明します。

番号1災害援護資金貸付金補正予算額1億円です。

この事業は、7月豪雨災害の被災者の生活再建を支援するため、住居の全壊や半壊、家財の3分の1以上の損害を受けた方に対し、災害援護資金を融資するためのものです。貸付利率は年利3%以内ですが、据置期間中は無利子としています。

一丸医療政策課長 続いて、5ページを御覧ください。

第5号報告関係令和2年度一般会計補正予算（第5号）の、8月専決予算について御説明します。

番号1新型コロナウイルス感染症疑い患者受入体制確保事業費補正予算額20億7,222万9千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を受け入れる救急、周産期、小児医療機関が、院内感染防止対策を講じながら、医療提供体制の確保ができるよう、設備整備や診療体制確保に要する経費を助成するものです。具体的には、簡易陰圧装置やパーティションなどの設備整備に要する経費のほか、院内の消毒や疑い患者の動線分離などの診療体制確保に要する経費について助成します。

続いて、番号2新型コロナウイルス対応医療機関等支援事業費補正予算額1,669万1千円です。

この事業は、万が一、クラスターが発生した

場合に、さらなる感染拡大の防止や医療提供体制の維持のため、人的支援が必要な医療機関等へ医師や看護師等の医療従事者を派遣する体制を整備するものです。短期間のDMATの派遣経費のほか、支援の長期化も見据えた医師や看護師等の派遣経費も計上しています。

藤内健康づくり支援課長 続いて、6ページをお開きください。

番号3感染症予防対策事業費補正予算額73億1,809万5千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制を強化するため、専用の病棟を設置する重点医療機関が行う生体情報モニタや気管支鏡などの高度医療設備の整備に要する経費を助成するものです。

また、感染症患者や疑い患者の入院治療を速やかに開始するため、あらかじめ受入病床を確保する医療機関に対し、病床確保に要する経費を助成します。

当面必要となる経費は、4月専決で確保していましたが、今回は重点医療機関の指定等も踏まえつつ年度末まで必要な経費を計上しています。

8月専決予算の事業説明は以上です。

幸福社保健企画課長 続いて、7ページを御覧ください。

第80号議案関係令和2年度一般会計補正予算(第6号)、9月補正予算案について御説明します。

番号1生活福祉資金貸付事業費補正予算額23億円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の生計等の維持を図るため、緊急小口資金等の特例貸付を実施する大分県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助するものです。

本年度の4月及び6月の補正予算において70億円を計上していましたが、今般、国の制度改正により、総合支援資金の貸付期間が最長6か月まで延長可能になったことに伴い、予算の増額を行うものです。

次に、番号2保健所等施設整備事業費補正予

算額4億7,338万円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策における保健所機能を充実・強化するため、相談室の増設や検体の一時保管に必要な機器整備等を行うほか、6月補正で購入をお認めいただいた個人防護具やマスク等の備蓄物資を管理する倉庫を整備するものです。

一丸医療政策課長 続いて、8ページをお開きください。

番号3軽症者等療養体制整備事業費補正予算額3億7,618万9千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療提供体制を維持するため、無症状や軽症の患者が療養する宿泊施設を借り上げるとともに、常駐する医療従事者等を確保するものです。

補正内容は、宿泊施設の確保・運営に係る経費や入所する軽症者等の健康管理を行う医師・看護師の配置に要する経費等です。

当面必要となる経費は、4月専決で確保していましたが、今回は、年度末まで必要な経費を計上しています。

黒田高齢者福祉課長 次に、番号4老人福祉施設整備事業費補正予算額8,997万6千円です。

この事業は、高齢者施設において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者が複数発生した場合に備え、感染拡大の防止を図るため、感染が疑われる者同士のスペースが空間的に分離されるよう、複数の高齢者が入居する多床室を改修し個室化する経費を助成するものです。

短期入所施設と介護老人保健施設の各1施設について、個室化を行います。

首藤こども未来課長 最後に、番号5児童福祉施設整備事業費補正予算額526万円です。

この事業は、7月の豪雨災害で床上浸水の被害にあった、日田市の公立光岡こども園の復旧に要する経費について助成するものです。

幸福社保健企画課長 債務負担行為について御説明します。予算説明書の59ページをお開きください。

一番上の高齢者福祉課の社会福祉介護研修セ

ンター管理運営委託料、限度額8億2,241万5千円から、三つ下の障害福祉課の聴覚障害者センター管理運営委託料、限度額1億4,987万5千円までの4件の債務負担行為の追加をお願いするものです。

これらは、いずれも今年度末で指定管理期間が満了する福祉保健部関係の公の施設の、令和3年度からの指定管理更新に関するものです。

指定管理者の選定手続等については、6月の常任委員会で報告したとおり、公募又は任意指定により、10月までに候補者を選定の上、12月の第4回定例会で指定管理者指定議案を提出し、御承認いただいた後、翌年1月に指定管理者との基本協定を締結しますが、これに向けて、手続を進めています。

指定管理者と締結する基本協定には、令和3年度から5年間の指定管理委託料の総額（上限額）を盛り込むので、今回、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、予算説明書の60ページをお開きください。

債務負担行為補正のうち、2の変更分です。上から2番目の障害福祉課の精神科救急情報センター運營業務委託料については、表右端の備考欄に整理分と記載しているとおおり、令和元年度2月補正で御承認いただいた債務負担行為の変更分を、今回の補正で改めて令和2年度予算に反映させるものです。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 一つは、8月専決予算の番号2、クラスターが発生したとき医療従事者を派遣する体制を整備するということですが、そういう状況になったときは、なかなかこの医療機関も厳しい状況にあるかと思いますが、どこから派遣するのか。派遣する側の体制は大丈夫なのかを教えてください。

一丸医療政策課長 御質問のクラスターが発生したときの応援体制ですが、正に委員の御指摘のとおり、一つの医療機関がダメージを受けたとき、そこをいかに支援するかです。どんなケ

ースが想定されるか、そのときでないと分からないと思いますが、今、大分県医師会や看護協会と協議、相談をしていますが、まずダメージを受けた医療機関の近隣の医療機関で応援できるところから派遣するとか、そういったことを地道ですが、少しずつ協議しているところです。今話しているのは、二次医療圏ごと——医療圏の中でまずできないかとか、こういった体制をつくっていくかを今協議しています。

猿渡委員 ふだんから医療機関は、人員体制がぎりぎりのところがほとんどだと思います。そういう中でコロナが広がり、日常よりさらに大変な状況だったりして、その中で派遣してくれと言うのはなかなか厳しいと思います。

日常的にぎりぎりであることがこういうときに矛盾となって出てくるのを感じています。例えば、派遣したところに新しい人をまた雇ったとしても、その人がすぐに慣れてしっかり仕事ができるかということ、なかなかそうはいかないとか、いろんな問題があると思います。その辺のフォロー体制というか、事前によく協議、相談しておかないと色々な矛盾が出てくるかと思いますが、どうでしょうか。

一丸医療政策課長 おっしゃるとおりだと思います。その辺をどう対応するか、ダメージを受けた医療機関に送り込むというより、その近隣の医療機関で同じような医療機能を持っているところがカバーするとか、方法はいろいろ考えられると思うので、そういった点を含めて協議を進めていきたいと思っています。

猿渡委員 よろしくをお願いします。

もう1点、保健所の施設整備についての予算が出ていますが、本会議で1日2千件の検査体制を目指すという答弁がありましたが、1日2千件の体制をいつまでに整えようと考えているのか。

そのときに施設整備も含めてですが、保健所の人員体制の充実が必要ではないのか、教えてください。

藤内健康づくり支援課長 先に1日2千件の検査体制の構築について、私から御説明します。

インフルエンザの流行、特にピーク時には2

千人を超える方が1日に県内の医療機関を受診すると考えられています。季節性インフルエンザは11月末ぐらいから流行が始まり、通常1月中旬から下旬ぐらいにピークを迎えます。

今回、国の方でも11月中に全国で1日20万件の迅速診断キット、いわゆる抗原定性検査、インフルエンザと同じようにこの検体をつけて、そこで30分で結果が出る。その迅速診断キットを11月中には全国で20万件、大分県に置き直すと大体2千件の検査ができる迅速診断キットを供給するように現在準備している状況です。

これに関しては、それぞれの医療機関で検査をし、そこで結果が出ますので、保健所の職員が検体を衛生環境研究センターに運んだりという部分がないので、まず迅速診断キットで1日2千件分の検査ができる体制が整うことで、その部分は保健所の負担が減らせると考えています。

幸福社保健企画課長 少し補足します。

今言ったように診断、検査そのものは各医療機関でやりますが、保健所としては、仮に陽性の感染者が出た場合における濃厚接触者、あるいは接触者の調査が出てくる可能性があります。それによっては検査、検体等があるので、それはこれまでも、例えば、クラスター等が発生した場合は、発生していない保健所から機動的に人員を出す形にしています。臨機に状況を踏まえて人員を出すパターンもあるし、逆に体制的に強化するというのであれば、これまでも兼務職員とか非常勤職員、こういった形で体制整備をしています。

今後、インフルエンザの流行期を迎えて、その状況を踏まえた形でまた体制等を整えていきたいと思います。

猿渡委員 11月中に2千件以上を目指すというのでいいですね。

迅速診断キットで陽性になった方は、さらにPCR検査を受けることになりますか。

藤内健康づくり支援課長 県では迅速診断キットで陽性になった場合も、念のためにPCR検査を実施しています。そういう意味で抗原検査

で陽性になったケースについては、検体を県庁の職員が衛生環境研究センターまで運んでPCR検査を実施することになります。件数としてはそんなに多くはないと考えます。

河野委員 災害援護資金貸付金について、これはあくまで貸付けですから1億円という枠で足りると思っていますが、ただ、償還期間とか利率の定めについて、以内という言い方で非常に漠然としているので伺います。

実際に最高で、全壊で250万円の貸付け、10年以内、据置期間3年以内で償還と書いていますが、これは具体的に実際の償還期間は貸付けを受ける方の希望により変えられるのかという部分が1点。

それから、貸付利率は、今の市中金融機関等の貸付利率を考えたときに3%以内は非常に高い水準だと思いますが、現実、県は貸付けのときどのくらい利率設定をしているか教えてください。

幸福社保健企画課長 まず貸付期間は、償還期間は10年を超えない範囲という形にしています。

貸付けのスキームは、国から3分の2見合いの資金がまず流れてきて、それに県が3分の1を足して、市町村に貸し付けます。この段階では無利子貸付けになります。

市町村から被災者に貸す段階では、3%以内としているので、市町村から貸し付ける場合にそれより低い利率で貸す場合もあります。

これはケースによってになるので、保証人がいたり、いなかったりということも踏まえながら市町村が貸している状況です。

実際に市町村の貸付状況を見ると、保証人がいる場合は0%だったり、保証人がいない場合は3%以内で、1%とか1.5%といった形で貸し付けています。

河野委員 正に市町村に対する貸付けで、市町村から国、県への償還という形が当然発生するかなと思いますが、償還されないような場合についての危険負担ということで、市町村が利率をつけているという認識でいいでしょうか。

幸福社保健企画課長 基本的には貸付事務費と

いう人件費等が発生するので、その見合いという形で利率を取ると聞いています。いわゆる貸付けした後の部分で、そういった要素もあるかもしれませんが、多くについては事務費に充てる形の3%以内と考えています。

河野委員 さきほども言いましたが、民間金融機関の貸付け等の利率のバランスが取られているかどうか、県でチェックしますか。

幸福祉保健企画課長 これは災害弔慰金の支給等に関する法律の中で定めているので、そういった意味ではさきほど言ったように県と国は無利子であると。今、委員が言われたように現行の利率についてどうかということはあるかと思いますが、そういった意味での3%以内の中で市町村が判断していると考えています。

河野委員 しつこいようですが、被災者のための貸付資金ということなら、正に民間より公的資金の貸付けの方が利用しやすい、活用しやすいものであるべきだと思うので、その辺は市町村で利率を決定するなら、それはしっかりどういう理由でこういうパーセンテージを取っているのかはチェックしていただきたい。要望として伝えておきます。

藤田委員 感染症予防対策事業、それから、保健所等施設整備事業に関係するかと思いますが、個人防護服やサージカルマスクの備蓄を今進めています。知り合いの医療機関の方でインフルエンザの拡大期になってくると、マスク、防護服がどうしても足りなくなってくるのではないかと、うちの病院まで来るだろうかと心配されている方もいますが、この辺の需給の見通しは今どうなっていますか。

藤内健康づくり支援課長 一頃に比べれば、防護服やマスクは、かなり手に入りやすくなってきており、現在、国からも直接医療機関に防護服やマスク等の供給もあります。

それに加えて、もし供給が滞るような場合に備え、県では3か月間、フルにこういう医療機関が防護服を使っても十分供給できるように防護服は9万5,400セット、サージカルマスクは488万枚の備蓄を進めて、これも10月中には備蓄を終えるので、この冬のインフルエ

ンザの流行期に万一そうした供給が滞るようなことがあっても、十分現場には必要な資機材を提供できる準備はできています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査した生活環境部関係部分とあわせて採決します。

まず、第4号報告について採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第5号報告について、採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第80号議案について、採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①及び②について、説明をお願いします。

廣瀬福祉保健部長 まず、私から県内所管事務調査についてお礼を申し上げたいと思います。

委員の皆さまには、7月28日と8月20日の計2日間、福祉保健部所管の保健所、児童相談所それから関係団体について調査いただき、誠にありがとうございました。

皆さま方の貴重な御意見等をしっかりと受け止めながら、保健・医療・福祉行政をしっかりとやっていきたいと思っています。

さて、本日は、調査の中で委員から御意見、御質問をいただいた新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の体制強化について、今後予想される季節性インフルエンザの流行期に備えた体制づくりとあわせて、担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

藤内健康づくり支援課長 では、お手元の委員会資料の9ページを御覧ください。私から新型コロナウイルス感染症の対応、特にこの冬の季節性インフルエンザ流行期に備えた検査医療提供体制について御説明します。

まず、9ページに全国の直近3か月の新型コロナウイルス感染症の発生状況のグラフを示しているの、御覧ください。

まず、棒グラフで示しているのが1週間の移動平均、PCR検査は曜日によりかなり件数が変動するので、1週間をならした平均で、この第2波、直近3か月の発生状況を見ています。

8月9日の1,442人が第2波のピークでした。8月9日以降、順調というわけではないですが、感染者が減ってきて、9月9日辺りを御覧いただくと、そこから横ばいになっています。我々もこのまますんなり下がらないのではないかと懸念していましたが、ここへ来て少し下がってきています。ただ、これは御案内のように4連休の間、検査が少なかったことも若干影響しているので、この4連休による人の移動に伴っての新たな感染者増がこの後1週間後ぐらいにどのように出てくるか、注意深く見る必要があると考えています。

次の10ページが県内の第2波の発生状況です。上の全国と同じように6月10日からの3か月間をグラフで示しています。

県内では98日ぶりに7月28日に新たな感染者を確認しました。7月終わりから8月にか

けては、県外からの散発事例でしたが、別府における大学生のクラスターやお盆を挟んで病院でのクラスターやこども園でのクラスターが発生しました。

特に8月15日から21日までの1週間に43人の感染者を確認するという状況で、大分県における第2波のピークがお盆の次の週にありました。

その後減ってきて、9月9日に感染者を確認した後、昨日まで2週間、新たな感染者を見ていない状況です。

さきほど言ったように、この4連休の後の状況、決して油断せずに注視していきたいと考えています。

次の11ページ、インフルエンザ流行期における診療から入院までの流れを御説明します。

まず左半分、現行の新型コロナが疑われる方がどのような形で相談し、受診、検査、そして入院に至るのかを簡単に説明します。

熱がある、あるいは呼吸器症状がある方は、まずかかりつけ医に電話で相談するようお願いしています。

そこで、かかりつけ医が話を聞いた段階で流行地の滞在歴があるとか、味覚障害とか、嗅覚障害のような新型コロナ特有の症状があるといったような問診内容から可能性が高いと考えた場合には保健所——帰国者・接触者相談センターという機能ですが、保健所に相談いただきます。

保健所では帰国者・接触者外来の受診調整を行い、そこでPCR検査のための検体を採取していただき、これを衛生環境研究センター、大分市内では大分市保健所に搬送し、そこでPCR検査を実施します。

なお、またかかりつけ医に戻っていただきますが、かかりつけ医が話を聞いた時点で、新型コロナの可能性は高くはないが、念のためにこれはPCR検査までしていた方がいいという場合は、その下にあるPCRセンター、大分市はPCRステーションと呼んでいますが、県内6か所のPCRセンターで検体を採っていただき、それを衛生環境研究センターや大分市保健所に

持ち込んで検査し、陽性になると、感染症指定医療機関及び協力医療機関に入院し、治療します。

この入院中に基礎疾患もなく、症状も軽い場合は、宿泊療養の方に移行します。普通5日ほど入院し、その後5日間を宿泊療養施設で過ごして退所するといったことが一般的です。

これが現行の相談から診療、入院までの流れです。

一方、これからインフルエンザが流行すると、熱といった呼吸器症状を理由に医療機関に受診、あるいは相談される方が飛躍的に増えることになるので、今までと同様、かかりつけ医にまず相談していただきますが、かかりつけ医がなくて、どこに行けばいいかわからない場合は、右側の受診相談センター、今のところ、保健所が担うことを考えていますが、保健所の負担を減らすべく外注できればと考えています。そこで、あなたのお住まいの地域なら、ここが対応可能ですよと医療機関を紹介します。

また、たまたま相談したかかりつけ医が右側の対応できない医療機関、これは構造的に患者の動線を分けられないとか、駐車場に待たせた車の中で検体を採ったりしますが、駐車場も残念ながら持っていないような医療機関では、対応可能な医療機関に御紹介いただくこととなります。

ここでさきほど説明した迅速診断キットで検体を採り、その場で検査していただき、そこでもし陽性となれば、衛生環境研究センターや大分市保健所でPCR検査の実施となります。

また、さきほど対応できない医療機関の場合、対応できる医療機関を紹介するのと、もう一つの選択肢として、今、地域でそういう方々を見る発熱外来を郡市医師会が設置に向け準備を進めています。

ただ、基本は、対応可能な医療機関を増やし、どうしてもそういう選択肢がない方用のオプションとして、こういう発熱外来等を設置することを考えています。

名称からすると発熱外来に熱のある人はみんな行くような印象を持つかもしれませんが、こ

れはあくまで対応可能な医療機関が身近にない場合のオプションと考えています。ここでも迅速診断キットで検査をし、陽性が出ればPCR検査となります。陽性になった後の流れはさきほどの説明と同様です。

では、12ページを御覧ください。

たくさんの発熱、あるいはインフルエンザや新型コロナの感染が疑われる患者への対応を可能にするための医療体制の確保が必要になります。

その一番が、やはり検査体制の確保となります。さきほど説明で少し触れたとおり、11月中には国において、1日20万件の検査キットを確保することになっているので、県内でいえば2千件分が確保できると考えています。

ただ、この2千件を上回る患者が受診したような場合、この迅速診断キット以外の検査方法が求められます。

そこで、②にあるPCR検査やPCR検査と同様の精度で迅速に結果が出る抗原定量検査を拡充することで、大分県では1日2千人を上回る患者が発生した場合、あるいは万一国が言う迅速診断キットが予定どおり20万回分確保できないような場合は、PCR検査や抗原定量検査でその分もしっかりカバーしたいと思います。

これまで説明してきたとおり、9月中には762件のPCR検査が1日に可能になります。

それに加えて、県内医療機関で抗原定量検査の機器整備を既に行っている医療機関があるので、そうした医療機関の協力も得ながら抗原定量検査や、PCR検査も抗原定量検査も民間の検査機関が外注の形で引き受けているので、そうした検査センターでの検査も活用できるかと思えます。

こうした三つの検査方法を整備することにより、インフルエンザの——特にピーク時の、多くの患者が発熱を受診した場合にも対応できる検査体制を整えたいと考えています。

そしてもう一つは、医療体制です。

診療や検査が可能な医療機関を増やすことが求められます。

右側にピラミッド、三角形の図を描いていま

すが、現在、帰国者・接触者外来の15医療機関を含め、131の医療機関が新型コロナウイルスが疑われる患者の診療や検査ができる体制が既に整っています。

具体的には、実際にPCR検査や抗原検査をした場合、3割の自己負担が発生します。その分を公費で負担するので、そうした本人負担が発生しないよう131の医療機関と県で委託契約を結んでいます。このインフルエンザの流行期までには、さらに大きく拡充したいと思います。

実は、これまでインフルエンザの診療や、特に検査のネックになっていたのは、検査のための検体を採る方法として、鼻の奥まで綿棒を突っ込んで検体を採る作業が必要でした。これは検体を採る際にくしゃみとかでドクターが曝露され、感染リスクが高いことから、マスクやフェイスシールド、ガウンを着てということで、非常に検体を採るための作業に時間もかかるし、リスクもあり、そこが医療機関にとって負担になっていました。

それが患者に自分で採ってもらった鼻腔拭い液——綿棒で鼻の奥をくるくると採ってもらったものが検査に使えるようになると、医療機関の負担がかなり軽減されるので、診察や検査が可能な医療機関を拡大したいと考えています。

また、そうしたことがどうしても不可能な医療機関からの依頼を受け、診療や検査ができる発熱外来やPCR検査センターもオプションとして、それぞれの地域に、今郡市医師会と相談しながら設置を進めています。

入院体制はこれまで御説明してきたとおり、31医療機関で330床、宿泊療養施設は県内6か所、700室の宿泊施設と既に協定を締結済みですが、現在1施設170室を確保しています。

また、陽性で入院する患者は、今31施設、330床ですが、熱があつて、新型コロナかどうか分からないが、一晩結果が出るまで様子を見なきゃいけない患者の受入れも、実は重要なニーズがあり、それに対応すべく現在、この救急医療に対応する県内35医療機関を選定して

います。

こうした対応により、検査、そして診療がインフルエンザの流行期にも対応できる体制を整えています。

幸福社保健企画課長 委員会資料の13ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の体制強化について御説明します。

まず、1. 保健所における主な業務内容についてです。

保健所では、通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、(1)として、県民や医療機関等からの相談対応のほか、(2)の検査対応として、医療機関等との連絡調整や検体の回収・搬送とともに、感染者が発生した場合には、(3)の感染者の行動歴の調査等とあわせ、(4)の濃厚接触者の検体採取や健康観察などを行います。また、(5)のこうした対応に係る医療機関や市町村等への情報提供や協議など、多岐にわたる業務を担っています。

新型コロナ感染症の拡大防止に向けて、保健所としてこれらの業務に迅速、的確に対応する必要があり、業務負担も増大していることから、2. 保健所の体制強化に掲げる取組を実施しているところです。

まず、(1)人的体制の強化として、各保健所、保健部の状況に応じて、①のとおり、保健師や看護師、事務職員を追加配置するとともに、他部局の職員を兼務配置しました。

また、②にあるとおり、クラスターの発生など、感染者が急増した場合には、機動的に他の保健所や本庁から応援職員を派遣しています。

次に、(2)保健師等の業務負担の軽減として、保健師が感染者の行動歴等の調査業務に専念できるようにするため、①の夜間休日における一般的な問合せ電話への対応など、相談業務を外委託するとともに、②の検体搬送業務についても、最寄りの振興局や土木事務所などに依頼しています。

最後に、(3)保健所機能の強化についてです。さきほど御説明したとおり、今回の9月補

正予算により、①個室相談室の改修や②感染症対策機器の整備など、施設・設備の整備を行います。

これから迎えるインフルエンザ流行期を見据え、状況に応じて職員の追加配置を行うなど、引き続き、保健所がその役割を十分に果たすことができるよう取り組んでいきます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

阿部委員 さきほどの藤内健康づくり支援課長が説明した、12ページの左側の数字は分かりましたが、131の医療機関の固有名詞は依然として出せないのか。もし出せないのだったら、どういう理由でというところまで聞かせていただきたい。

多分、こういう事態になってくると、我々のところにどうだこうだとどんどん相談も来ると思います。そこはよく連携をして、どうだからこうだとしっかり言えるようにしないと、安心できない。県民を安心させるためには、やはり我々もそういう体制を取っておかないといけないと思うので、はっきりしたところを教えてください。

藤内健康づくり支援課長 こうした医療体制整備は10月末を一つの目途にしており、確保できた医療機関は、ホームページでの公表を予定しています。

公表することで、いきなりそこに患者が行って、ほかの患者と一緒になったりして感染を広げるおそれもあったことから、今まで帰国者・接触者外来の15医療機関は非公表でしたが、実際にインフルエンザの流行期を迎えるにあたり、その前には実際診療や検査が可能な医療機関を公表することにより、安心して受けられる体制をしっかりと構築していきたいと考えています。

阿部委員 例えば、こちらの委員会で議会として一覧表を提示していただきとなれば、資料は提供できますか。

藤内健康づくり支援課長 途中段階で提供することはまた御相談させていただきますが、さき

ほど言ったように10月末を目途に、そのような医療機関にこうした診療や検査が可能か意向調査を行うので、調査結果が出そろった時点では、しっかり情報提供もしたいと思います。

河野委員 今、インフルエンザとコロナの二つの拡大期が同時に来ることが恐れられていますが、報道等によると、通常であれば、もうインフルエンザの流行が始まってもおかしくない時期であっても、このコロナ対策が徹底されているがゆえに、保育所、小学校、そういった流行が最初に訪れるところで、インフルエンザの発生は非常に少なくなっているという声がありますが、大分県内の状況について教えてください。

藤内健康づくり支援課長 大分県の58の医療機関に1週間の間にインフルエンザの診断をしたら報告をお願いしています。さきほど11月末頃に流行期に入ると言いましたが、実は夏でも数件、9月ぐらいになると10件、20件、30件ぐらいの報告が例年あります。ところが、今年は先週も先々週も今週も0件でした。全国合わせると4千か所ぐらい報告対象の医療機関がありますが、それを全部合わせても先々週は一桁でした。全国で4件とか、本当に今言われるようにインフルエンザの報告数が例年になく少ない状況になっています。

これは、こうした感染対策をしっかりとやっていただいていることの効果が、季節性インフルエンザの流行を見ても出ているかもしれない。ただ油断をせず、この後10月、11月、12月と本番を迎えて、例年以上に対策をしっかりと実施していただきたいと考えています。

藤田委員 さきほど10月末にホームページで検査、診療可能な医療機関を公表するというのですが、その際、検査を受ける対象者、もちろん発熱の方が対象になるでしょうが、症状がないけど、東京から帰ったので、職場から自宅待機を言われたとか、そういう方々の検査はどうなんでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 今、御説明したのはあくまで熱があるなり、症状がある場合の相談や受診の流れです。

逆に仕事の関係とかで陰性証明を求められる

ような場合は、こうした診療の流れとは別に自由診療で検査していただくこととなります。

国でも仕事関係でそうした陰性証明を求められる場合——例えば、中国にビジネスで渡航する場合、渡航3日前のPCR検査で陰性が確認できないと行けないなどのビジネス上必要な場合にしっかり検査を受けられる体制づくりは、経済産業省で仕組みづくりを進めています。

ただ、中国に行くとかはないけど、仕事の関係でといった場合の自由診療で検査を受けられる体制についても、県でもこれから検討が必要だという認識です。

藤田委員 公表された医療機関でどこでも自由診療ができるというわけではまだないということですね。

藤内健康づくり支援課長 大事なことは、自由診療でPCR検査をすることが、実際に疑われる方の検査の支障となっても困るので、まずは本当に熱があって、症状がある方の診療検査を優先する。それで余裕があって、自由診療でそういう検査もしているよという医療機関が出てくれば、そうした部分も利用していただく、あるいはそうした部分の情報提供なりも必要になってくるかとは思っています。あくまで県としては、疑われる方の診療や検査を優先して進めたい考えです。

木田委員 11ページですが、ここは説明がだんだん複雑になってきたと思っています。

右の図は、今後のところは、コロナとインフルエンザの検査を同時にやっていく流れということで、これは本人は保険診療負担なのか、行政検査で無償なのかを説明していただきたい、もう一度確認させていただきたい。

手術を受ける人とか、妊産婦の方などには助成があったと思いますが、それ以外の手術とか処置される方は事前にPCR検査をされると思いますが、そこは個人負担のままでいくのかどうかも教えていただきたいと思っています。

藤内健康づくり支援課長 まず、対応可能な医療機関で診療、検査と書いていますが、そこで実際に今委員御指摘のように、インフルエンザとコロナウイルスを同時に検査するのか、イン

フルエンザを先に検査して陰性だったらコロナをするのかという検査の手順については、実は国が検査指針を発表することになっています。間もなく出ると聞いていますが、そうした検査指針、地域によって、医療機関によってばらばらでも困るので、そこはそうした国の指針を医療機関にもしっかり周知して、その指針にのっとった診療や検査の進め方で行っていただきたいと考えています。

それともう一つ、手術前のPCR検査は保険適用になっています。かつ、3割負担についてはさきほど言ったように県と委託契約を結んだ医療機関については、3割負担分の公費負担があるので、手術前にPCR検査をする方について、実質、そのPCR検査については自己負担なく検査できる体制になっています。（「医師が診療として必要だという話です」と言う者あり）

木田委員 今後インフルとの検査の手順について出されて、そのときの費用負担もまだこれからですか。

藤内健康づくり支援課長 その辺りも、今、インフルエンザに関しては通常どおり3割負担ですが、コロナに関しては迅速診断キットやPCR検査も3割負担分に関しては公費負担になっています。ただ、これが本当にインフルエンザの流行期になって、ずっとそのまま自己負担分を公費負担とするかについては、少し今後見直しがあるやもしれません。今のところ、正確な情報はまだ出ていません。

大友副委員長 1点、療養施設が6か所700室協定済みで、今、1施設170室ぐらい確保しているということですが、さきほど予算の説明で聞けばよかったです、年度末までの経費を上げているということですが、これは協定を結んでいるところ全部を踏まえた中での予算ですか。

一丸医療政策課長 この補正予算の積み上げですが、協定を結んでいるところ全てでなくて、今までのところから想定して、今空いているホテル170室を年度末までに、さらに今後の第2波、第3波なりが来たときを想定して、プラ

ス40室を60日掛け2回という計算で積み上げています。全てということではありません。

大友副委員長 プラス40室というのは170室が満室になったら40室を追加するという形ですか。

一丸医療政策課長 そのとおりです。その辺の状況を見ながら次のホテルを空けるかどうかという判断になります。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

守永委員外議員 さきほどインフルエンザの発生状況が0件だったという報告でしたが、症状がなければ、インフルエンザの検査をする人は現場でそもそもいなかったという結果だろうと思います。コロナの検査をまず疑って受検し、次にインフルかなとインフルの検査を受けたりという現場の状況があるなど、従来と同じような検査状況の中で0件で過ごしてきたと見ていいですか。

藤内健康づくり支援課長 御指摘の点は私も懸念しています。やはりコロナが話題になって、さきほど言ったように、鼻咽頭拭い液を採る行為そのものが感染リスクもあるので、通常だったら、じゃ、インフルを調べようねと検査していた先生が、今までほど気軽にインフルエンザの検査をしなくなっている可能性はあります。

ただ、コロナが陰性で、じゃ、改めてインフルエンザの検査をというケースもあるはずですので、それでこれだけ0件という状況なので、やはりそうしたことを差し引いても例年より発生が少ないのではないかと考えています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 次に、③から⑤について、説明をお願いします。

一丸医療政策課長 別に配付している青い冊子の県出資法人等の経営状況報告概要書の52ページをお開きください。

地方自治法の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について御報告

します。

まず、左側の項目2県出資金ですが、土地・建物を合わせて、32億6,436万3千円の全額県出資の法人です。

次に、項目3事業内容ですが、1のとおり、当法人は、看護師・保健師・助産師などの看護職を養成するための大学を設置し、運営しています。その他に、教育研究の成果の普及及び活用を促進するとともに、学外からの委託や共同の研究なども積極的に実施しています。

次に、項目4元年度決算状況ですが、一番上の経常収益は9億1,007万3千円、経常費用は9億722万5千円で、差引きの経常利益は、284万8千円の黒字となっています。

なお、当期総利益2,665万円については、目的積立金として積み立て、教育研究の質の向上などに充てることとされています。

次に、項目5問題点及び懸案事項並びに6対策及び処理状況ですが、5の1の収入確保策として、科学研究費などを獲得するため、教員間のレビュー制度や申請の個別支援などの対策を行っています。

また、5の2にあるように、開学から22年が経過し、教育・研究の機器類及び施設が老朽化していることから、機器類は、主に目的積立金を活用して、優先順位を勘案しながら修理、更新に努めています。また、施設保全については、県有建築物等の保全計画の中で対応を協議しています。

続いて、53ページを御覧ください。

令和元年事業年度の業務実績に関する評価結果について御報告します。

なお、評価結果の詳細については、議案書145ページから150ページにあります。この資料により御説明します。

本件は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度における業務実績について、外部委員から成る評価委員会の評価を受け、報告するものです。

令和元年事業年度の全体評価については、2の(1)にあるとおり、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。

(2)の大項目評価としては、Iの教育研究等の質の向上については特筆すべき進行状況としてS評価を、また、IIの業務運営の改善及び効率化、IIIの財務内容の改善、IVの自己点検・評価及び情報提供、Vのその他業務運営の4項目については計画どおりとしてA評価を受けています。

その評価理由については、2の(3)にあるように、多くの卒業生が県内の医療機関や自治体に就職するなど県内地域医療への貢献につながっているほか、学部生が高齢者の家庭を定期的に訪問するなど、県内地域の再生・活性化にも貢献していること、また、看護師、保健師、助産師の国家試験対策を強化し、2019年度はトリプル100%の合格を達成したことが評価されています。

幸福社保健企画課長 福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。

お手元の県出資法人等の経営状況報告概要書の目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、2ページの出資比率が25%以上等の指定団体として、5番の大分県社会福祉協議会から7番の大分県臓器移植医療協会までの3団体、3ページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体として4番の大分県アイバンク協会の1団体の合わせて4団体となります。

それでは、10ページをお開きください。

まず初めに、社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

項目欄の2にあるとおり、資本金等の総額は、1,500万円ですが、県からの出資金はありません。

次に、項目3の事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4の元年度決算状況についてですが、左側の事業活動計算書の一番下の当期経常増減差額は、1,899万円の黒字となっています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資

産については、20億5,087万9千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてです。

1の3行目からになりますが、今後、総合社会福祉会館の老朽化に伴う施設改修などが見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。

また、2にあるとおり、災害時の対応や新型コロナウイルスに伴う減収世帯への資金貸付など県社協の果たすべき役割は年々増加しており、組織体制の強化に着実に取り組む必要があると考えています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、財政基盤の強化として、引き続き職員の意識改革や事務の効率化を推進するとともに、組織体制の強化として、体系的な研修の実施や、優秀な中堅職員、若手職員の計画的な採用などに取り組んでいきます。

続いて、11ページをお開きください。

公益財団法人大分県地域保健支援センターについてです。

項目2の県出資金は500万円で、県の出資比率は25%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、主要な事業は、3の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業です。主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しており、元年度の検診受診者数は延べ18万1,516人となっています。

項目4の元年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は、867万2千円の黒字となっています。

右側の貸借対照表の下から3行目の正味財産(純資産)は、4億8,743万9千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、主要事業である巡回型検診は、少子高齢化や医療機関での個別検診志向の高まり等により、受診者数が減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されま

す。元年度は、人件費の削減やセンターでの健診における近隣住民の取り込み等の経営努力等により黒字決算になりました。

項目6の対策及び処理状況についてですが、住民検診においては、市町村との連携を強化するとともに、未受診者に対する受診勧奨の拡大、事業所検診では、新規受託やセンターでの健康診断日の拡大により収益向上を図ります。また、平成27年度に策定した経営改善計画が本年度で終了するため、さらなる経営健全化に向けた新たな計画を策定し、これに沿った経営の安定化に努めていきます。

続いて、12ページをお開きください。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会について御説明します。

項目2の県出資金は、2千万円で、県の出資比率は31%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の県民への移植医療に関する普及啓発事業や2の腎臓の提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業などとなっています。

項目4の元年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は、86万7千円の黒字となっています。その下の括弧書きにある主な収入で特徴的なものとしては、2番目の支援型自動販売機の収益等の寄附金が126万8千円となっており、主な支出としては、移植コーディネーターの活動費が210万9千円となっています。

また、上にお戻りいただいて、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は、7,014万3千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項ですが、収入源の約5割を県補助金に依存する中で、課題である自主財源の確保・拡大対策として、2にあるように、寄附金の増収対策に積極的に取り組むことで、6年連続の黒字となりました。

項目6の対策及び処理状況についてですが、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、今後とも自主財源の確保に努めていきます。

続いて、36ページをお開きください。

公益財団法人大分県アイバンク協会についてです。

項目2の県出資金は500万円で、県の出資比率は7%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の献眼する者の募集及び登録や2の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんなどとなっています。

項目4の元年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は、2万8千円の黒字となっています。その下の括弧書きにある主な収入としては、寄附金が163万9千円、角膜の提供による眼球斡旋手数料が72万円となっています。上にお戻りいただいて、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は、7,522万8千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、1のとおり、献眼者数を確保するため、普及啓発を強化するとともに、3のとおり、寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっています。

そのため、項目6対策及び処理状況にあるとおり、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機及び募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

阿部委員 53ページ、看護科学大学の評価理由の1番に多くの卒業生が県内の医療機関や自治体に就職するなど、県内地域医療への貢献につながっているとあるが、そんなに県内の就職率は高いですか。

私は、いろんなそういう最終学校を比較して、看護科学大学が一番少ないと耳にしています。実際どういう状況なのか説明いただくと同時に、よければ、過去5年間の卒業生の動向、本当に県内に就職しているかどうか、どれだけ各医療機関や自治体に就職しているのか、その内訳の一覧をいただければありがたいと思います。その前に説明いただけますか。

一丸医療政策課長 御指摘のあった看護科学大学の県内の就職状況ですが、御依頼のあった5年データが手元にあるので報告します。

平成27年度が55名就職した中で県内就職が29名、県内就職率は52.7%。平成28年度が57名就職で、県内が33名で57.9%、平成29年度、71名就職のうち32名で45.1%。平成30年度が64名就職で県内が34名、53.1%、令和元年度が68名就職で34名が県内で50%という状況です。

阿部委員 高いか低いかという基準はないとは思いますが、50%何%という約半分ですね。これで評価の中で高いという書き方をしているのかな。ここはちょっと私は解せないけど、看護科学大学はこれぐらいで高いという評価になると判断できるような規定があるなら別ですが。そのところはどうか。

一丸医療政策課長 長期計画の目標では、51%となっています。それが高いか低いかというのはあるかとは思いますが。

また、この評価は外部評価委員の評価をいただいているので、その点御容赦いただきたいと思えます。

阿部委員 それは基準があって高いか低いか言っているのでしょうかね。部長どうですか、この基準は適正かな。

廣瀬福祉保健部長 私も医療政策課長をしましたが、こういった県立の看護科学大学経営について全国の状況を見ると、宮崎も同じような大学がありますが、3割ぐらいしか残っていません。あとは全部県外へ出ています。そういったところで、大体同規模の県立の看護大学を見ると、50%を超えるのが一つの水準なのかなと考えています。長期計画の策定には私も関わりましたが、いろいろ他県の状況を比べながら、少なくとも50%を超えようという目標を立てて、県内への就職指導もしてもらっています。

全国でいろんな大学が多分あると思いますが、50%を超えて——県外からかなりの学生が来ます。半分以上県外から来ます。その中から今度県内就職するのが半分以上ということなので、

県外から来ている方が県内に定着しているという状況はかなり埋まっている。

ただ、さきほどの就職状況でもあったように、何年か前は5割を切ったことがあり、それは非常に問題だと、そのときの進路指導の担当教授等と私も話したことがありました。すると、東京のいい病院に行くみたいな話をしている実態もあったので、冗談じゃない、進路指導を少し考えましょうという話もして、今はコンスタントに50%ぐらいになったと。行っている先も大体県立病院とか日赤とか主だった県内の中核病院から中規模の病院も含めて、昔は結構上昇志向がありましたが、地域に定着するような中規模病院にも幹部候補生として入るようになってきたと思います。

阿部委員 しつこいようですが、私が時々耳にするのは、かつての厚生学院の時代の方が良かったと。医療機関に看護の人たちが少ない状況を見たとき、看護大学にしたからかなというようにも耳にするので、50%を基準に定めているにしても、できる限り県内に残っていただく。大きな予算を使って造って、また今日も運営しているから。

また、入学者も大分県の出身者の枠があるでしょうけど、そういうところも増やして、一方で優秀な人材も輩出しなきゃならんということで、高度な教育機関として位置づけしているのでしょうかから、そういう方々も残ってもらうような努力をさせていただくよう要望しておきます。

河野委員 臓器移植の関係とアイバンクの関係、それぞれ自主財源が非常に逼迫している中で、大変大きな収益の要になっているのが支援型の自動販売機となっています。総合福祉会館に行くと、しっかり設置されており、私も利用することもあります。もっと県有施設等でこういった自動販売機、これは庁舎管理等の問題とか、庁舎で収益を上げるという感覚もあるかもしれませんが、ただ、こういった特に自主財源の乏しい公益事業について、県としてしっかり支援の姿勢を示す必要があるかと思いますが、その辺はどのように考えているか。庁舎管理とこの辺協議されたことがあるかお聞きします。

藤内健康づくり支援課長 この二つの協会を所管する健康づくり支援課の課長としてお答えします。

今、提案いただいたように、県庁にも自販機があるので、契約が切れるときにこの支援型自動販売機に変えてくれと交渉してみたことがありますが、残念ながら不調に終わっています。そうした努力は、当然、県施設に限らず、今臓器移植の方が15台、アイバンクの方が9台で、これは御理解をいただいている医療機関を中心に設置しています。県有施設や医療機関にも台数を増やすように今後とも努力していきたいと考えています。

河野委員 公的機関として、やはり啓発しなきゃいけないという、正に使命を果たしていくことが大事な事かなと思います。

庁舎管理の方も行政改革という中で収益を上げていくという使命があるかとは思いますが、こういった、なかなか自主財源が取れなくて、公益を果たしていけなくなるかもしれないところについては手厚い支援が必要だと、私どもも当局に対しての要望としてしっかりやっていきたいと思っています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、⑥から⑩について、説明をお願いします。

廣瀬福祉保健部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

お手元の大分県長期総合計画の実施状況について別冊を御覧ください。

4ページをお開きください。

福祉保健部に関する施策は、政策欄の1一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から3障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現までの三つの政策に対応した九つの施策と、政策欄7多様な主体による地域社会の再構築の(1)人と人との

つながりを実感できる地域共生社会の実現、政策欄8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立となっており、総合評価はAが7施策、Bが4施策となっています。

これら11施策に係る指標のうち、昨年度の計画見直しにより新たに追加した指標を中心に、主なものを御説明します。

8ページをお開きください。

施策名子育てしやすい環境づくりの推進のII. 目標指標欄の二つ目の指標ii 保育所待機児童数です。

保育所や認定こども園の新設・増改築などにより、約800人分の定員増を図ってきましたが、待機児童解消には至らず、達成度は75.0%となっています。

今後は、9ページの一番下、VII. 総合評価と今後の施策展開についてのうち、下から2番目のポツに記載のとおり、保育現場の働き方改革の推進等により、保育士確保の取組を強化するとともに、引き続き市町村と連携した保育定員の拡大を図り、待機児童解消を目指していきます。

続いて14ページをお開きください。

施策名結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備のII. 目標指標欄の一つ目の指標i 出会いサポートセンター成婚数です。

平成30年6月から開始した出会いサポートセンターですが、下段III. 指標による評価のとおり、登録会員数が増えたことで、お見合い実施回数が増加し、延べ22組の成婚へとつながったことにより目標達成しています。

今後は、15ページの一番下、VII. 総合評価と今後の施策展開についての1ポツ目に記載のとおり、スマートフォンからお相手検索ができる機能や、会員専用のチャット機能を追加するなど、さらなる会員サービスの向上に努め、結婚を希望する方を応援していきます。

続いて50ページをお開きください。

施策名障がい者の就労支援のII. 目標指標欄の上の指標i 障がい者雇用率の全国順位です。

下段のⅢ．指標による評価に記載しているように、障がい者雇用アドバイザーによる全業種の企業訪問や就労系事業所からの人材の掘り起こし等の取組を進めてきたところ、全国順位は5位、達成度は91.5%となっており、おおむね達成しています。

今後は、51ページが一番下、Ⅶ．総合評価と今後の施策展開についてに記載のとおり、障がい者雇用アドバイザーを今年度から倍増し、企業への働きかけを強化することに加え、就職した障がい者や企業の相談に応じ職場定着の強化を図るなど、雇用促進と定着支援の両面からきめ細かな企業サポートなどに取り組み、障がい者雇用率日本一の早期奪還に向けた取組を進めていきます。

続いて102ページをお開きください。

施策名人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現のⅡ．目標指標高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数です。

下段のⅢ．指標による評価に記載のとおり、地域の高齢者と交流活動を実施する子ども食堂や、住民参加型の福祉サービスの数が増加したことで達成度は95.4%となり、おおむね達成しています。

新型コロナウイルス禍において、改めて家族や地域のきずなの大切さが見直されている中、地域のつながりや連携を進めるためにも、今後は、103ページが一番下、Ⅶ．総合評価と今後の施策展開についての1ポツ目に記載のとおり、多様な主体の参画を促し、地域の課題解決に向けた基盤づくりを推進することにより、住民主体の多世代交流や、住民相互の支え合い活動を支援し、地域共生社会の実現を目指していきます。

以上で安心・活力・発展プラン2015の達成状況についての説明を終わります。

一丸医療政策課長 委員会資料の14ページをお開きください。

前回の常任委員会でも概要について御報告しましたが、第7次大分県医療計画の中間見直しの骨子案について御説明します。

資料左側の1計画の趣旨ですが、人口の急速な高齢化や医療ニーズの変化など、時代の要請に的確に対応し、本県の実情に即した、質の高い、かつ効率的な医療提供体制の整備を図るため、医療計画を策定しています。(3)計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間ですが、3年目にあたる令和2年度に中間見直しを行うこととなっています。

次に、2現行の第7次計画の主な記載事項ですが、生活習慣病や特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な5疾病と、地域医療の確保に必要な5事業及び在宅医療のそれぞれについて、現状及び課題、今後の施策、目標、医療連携体制等を記載しています。

次に、3中間見直しの内容ですが、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、目標指標の見直し等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策については、国の動向を注視しながら、必要に応じ大分県新型コロナウイルス等対策行動計画を見直した上で、医療計画への反映を検討します。

次に、4中間見直しの体制ですが、5疾病・5事業及び在宅医療等の分野ごとに設置した協議会で中間見直しを実施し、医療計画策定協議会で全体の取りまとめを行います。

最後に、5計画の構成ですが、大きく二つの項目があり、一つ目が、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管医療、糖尿病医療、精神疾患医療)、二つ目が5事業(小児、周産期、救急、災害、へき地)及び在宅医療の構成としています。

黒田高齢者福祉課長 委員会資料の15ページを御覧ください。

おおいた高齢者いきいきプラン(第8期)の骨子について御説明します。

1計画策定の趣旨等ですが、(2)策定根拠のとおり、老人福祉法に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画としての性格を併せ持つもので、本県の高齢者福祉施策の基本指針となるものです。

(3)計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間としています。

次に、2 高齢者を取り巻く現状についてですが、本県では、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に高齢者人口のピークを迎えた後も、医療も介護も必要になると言われる85歳以上人口は増加が続きます。一方で、現役世代は顕著に減少していくことなどが見込まれています。

また、長寿化が進展する中で、要介護となる時期が後ろに倒れており、健康寿命の延伸が見て取れます。

次に、3計画のポイントですが、2025年を目前に控え、また、その先の2040年を見据え地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、長い人生を豊かにするための健康寿命の延伸や介護サービス基盤・人的基盤の充実などの取組を推進します。

次に、4計画策定の体制ですが、大分県高齢者福祉施策推進協議会及び協議会に設置する四つの部会での議論を踏まえ、策定します。

最後に、5計画の構成ですが、基本理念を高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進～とし、①生涯生きがいを持って活躍できる社会づくりの推進、②いつまでも健康でいられる環境づくりの推進、③地域で安心して暮らせる基盤づくりの推進、④必要なときに安心して介護サービスを受けられる基盤づくりの推進、⑤認知症施策との推進、を基本方針として、今後の取組等を定めます。

河野こども・家庭支援課長 委員会資料の16ページをお開きください。

前回の常任委員会でも概要について御報告しましたが、大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画の骨子案について、御説明します。

まず、1計画策定の趣旨等の(1)趣旨のとおり、この計画は、ひとり親家庭の生活の安定と向上及び貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すための計画とし

て策定するものです。(3)計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間としています。

次に、2現状と課題ですが、(1)①のとおり、ひとり親の相対的貧困率は48.1%と約半数が貧困となっています。また、(2)①のとおり、全国の子どもの貧困率は13.5%と約7人に1人が貧困であることから、その対策を総合的・複合的に展開していく必要があります。

次に、3計画の基本的事項にあるとおり、基本理念を定めた上で、ひとり親家庭の生活の安定と向上及び子どもの貧困対策など、二つの基本方針を計画に盛り込みたいと考えています。

次に、4計画策定の体制についてですが、大学教員や弁護士の学識経験者、県母子寡婦福祉連合会の代表のほか、子ども食堂の運営者など17名で構成する大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会で協議を進めています。

最後に、計画の施策体系については、5計画の具体的取組に掲げる項目を予定していますが、今回の計画では、1の教育の支援として(5)特に配慮を要する子どもへの支援や、2の生活の安定に資するための支援として(1)妊娠期からの子育て支援の充実及び(6)広報・啓発の充実などの項目を新たに盛り込みたいと考えています。

藤丸障害福祉課長 委員会資料の17ページを御覧ください。

前回の常任委員会で、計画の概要について御説明しましたが、大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子について御説明します。

初めに、1計画策定の趣旨等についてです。

これらの計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図るための実施計画であり、一体的に策定するものです。

計画期間については、令和3年度から5年度までの3年間としています。

2現状と課題についてですが、(1)障がいのある子どもの親が切実に思い悩む「親なきあ

と」の不安への対応や、(2) 福祉施設入所者等の地域生活移行促進、(4) 障がい者、特に知的及び精神障がい者の雇用促進、(6) 障がいのある子どもへの成長段階に応じた切れ目のない支援等が今後必要であると考えています。

次に、3の計画の基本的方向性ですが、障がい児・者が地域で安心して暮らせる社会づくりと、障がい者雇用率日本一の実現の二つを柱に、計画を策定したいと考えています。

4の計画策定の体制については、大分県障害者施策推進協議会と大分県自立支援協議会の御意見等を聞きながら、当県の実情を踏まえた計画を策定したいと考えています。

最後に、5の計画の概要ですが、三つの柱、1障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進、2障がい者の就労支援、3障がいのある子どもと家庭への支援ごとに施策をそれぞれ示していますが、1の(4)地域共生社会の実現と、1の(5)アルコール等の依存症対策の推進については、今回から新たに計画に盛り込み、取り組んでいきます。

委員会資料の18ページをお開きください。前回の常任委員会で、計画の概要について御説明しましたが、大分県ギャンブル等依存症対策推進計画の骨子について御説明します。

資料の1計画策定の趣旨等ですが、ギャンブル等依存症対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定するものです。

(3) 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

2ギャンブル等依存症の状況ですが、(1)ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は0.8%、全国で70万人と推定されています。

(2) 相談件数ですが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向にあります。

3計画の基本的方向性ですが、(1) 基本理念として、①依存症の各段階に応じた対策を講じ、当事者等が円滑な日常生活、社会生活を送れるように支援することや、②多重債務等の関連問題に関する施策等との連携を図ることとし、それを踏まえ(2) 基本方針で、業界団体や関係機関と連携して、各段階に応じた対策を推進

すること等としています。

次に4計画策定の体制ですが、学識経験者、医療機関代表、自助グループ等12名で構成するギャンブル等依存症対策推進協議会で協議を行います。

最後に5計画の概要ですが、重点課題として、(1)ギャンブル等依存症の知識を普及し、将来にわたる発症の予防、並びに(2)予防及び相談、回復支援に至る切れ目のない支援の整備をあげるとともに、具体的な取組として、

(1)発症予防(1次予防)では若者等への理解の推進等、(2)進行予防(2次予防)では相談支援体制の充実等、(3)再発予防(3次予防)では回復支援等、(4)その他では人材育成等の構成としています。

木内国保医療課長 委員会資料の19ページを御覧ください。

大分県国民健康保険運営方針の見直しについて御説明します。

資料一番上の1計画の趣旨ですが、(1)趣旨にもあるとおり、この運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な方針を定めているものです。また、対象期間については(3)にもあるとおり、平成30年度から令和5年度までの6年間としています。

次に、2現行の運営方針の主な記載事項ですが、市町村国保の現状と課題や、今後の医療費及び財政の見通し、市町村における保険税の標準的な算定方法、そして県と市町村の歳入・歳出両面における取組について記載しています。

次に3見直しの内容ですが、国が5月に改訂した運営方針の策定要領に基づき、保険料水準の統一に向けた記載内容や決算剰余金の活用方法、赤字削減・解消計画に関する取組、そして医療費適正化の取組等について見直しを行います。

次に4見直しの体制ですが、市町村や国保連合会で構成される連携会議を開催し、市町村の意見を聞くとされています。その後、市町村等の意見を踏まえて見直し案を作成し、大分県国

民健康保険運営協議会で審議を行います。

最後に、5スケジュールですが、今後市町村との協議を基に素案を作成し、運営協議会等を経て今年度末に決定・公表を予定しています。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 ひとり親家庭の計画に関して、今コロナ禍で経済的にますます厳しい状況に陥っているひとり親家庭が多いかと思いますが、その辺の状況をつかんでいるか。

それと、コロナ禍でいろいろ使える制度もあり、それらの周知が非常に大事で、世代的にもSNS、LINE等を使った周知が効果的かと思いますが、その点はどうか。今後に向けても考えを教えてください。

河野こども・家庭支援課長 今コロナ禍でのひとり親世帯の状況ですが、現在、ひとり親世帯を対象にした貸付金が大幅に伸びているということはありません。

状況を聞く中で、やはり社協の小口融資をまず使って、ひとり親世帯に特化された貸付金等の申入れがこれから出てくるのではないかと予測しています。

それから、ひとり親世帯に対する制度の周知ですが、委員の御指摘のように、今、若い世代のひとり親はやはりSNS等を使って、瞬時にいろいろな情報を得ることを非常に好むので、県では母子寡婦福祉連合会と共同してLINE相談を8月から始めたところです。

また、ひとり親家庭向けのハンドブックも7月に作成し、こちらも現在、特別児童扶養手当などの申出に来たひとり親世帯に各市町村を通じて配っているところです。

今後ともひとり親世帯向けの施策の周知には十分配慮して努めていきます。

猿渡委員 ひとり親の貸付けについても周知は行き届いているのか。知らない方もいるかと思いますが、どうでしょうか。

河野こども・家庭支援課長 ひとり親の方への周知ですが、各市の母子自立支援員等に改めて周知をするように、それから、母子寡婦福祉連

合会にも現在LINE相談を始めたこともあり、非常に相談件数が伸びているので、丁寧に使える制度の周知を行っていきます。

河野委員 障がい者福祉計画について、県政の重点目標の障がい者雇用率全国順位1位の奪還に関して言うと、奪還と言いながら、だんだん全国順位が下がっているように見えます。

その原因として知的障がい者の方が28位、精神障がい者の方が20位ということで、この辺の対策をしっかりしていかないと、障がい者雇用率全国1位奪還といっても絵に描いた餅になると思います。これに関して具体的に計画にどのように盛り込まれるか教えてください。

比護障害者社会参加推進室長 障害者雇用率ですが、委員の御指摘のとおり、令和元年度は5位です。平成30年度は6位で、順位としては6位から5位に上がったのが直近の状況です。

その上で御指摘いただいたとおり、知的・精神障がい者の雇用率は、知的が28位、精神が20位で、こちらについて重点的に取り組むのが県内の施策の中でも重要と位置づけています。

その中で、まずアドバイザーを今年度から倍増しましたが、こういった知的・精神の方々是一般就職に向けて取り組んでいくにあたり、企業と障がい者の方々をつないだこと、加えて、就職した後についても、例えば、生活等の中で困ることがあればアドバイザーが手厚くサポートしていく中で、一般就職する方が増えていくよう一人一人丁寧にアドバイザーを通じてサポートしていく形で、取組を進めてきています。

加えて、知的・精神の一般就職に関しては、企業側の理解促進もまた重要な課題で、企業に対する障がい者の雇用等に係る理解のための講座とか、そうした取組を進めています。特効薬はないですが、一つ一つそうしたハードルを解消し、またサポート体制をつくって、今後ともさらに知的・精神の方々の一般就労に向けたサポートを充実させていければと考えています。

河野委員 要は知的にしる精神にしる、障がい者雇用率が非常に高いところがいっぱいあり、そういったところに学ぶべき点がないのかと正直思います。

障がい者がたくさん働いていて、健常者と同じ賃金水準で働いている工場も何回か見たこともあります。そこで思うのは、知的障がい、あるいは精神障がいの方が能力をきちんと発現できる体制ができているところは、収益力を持っているわけです。そういった部分を大分県内にどう育成していくのか、先進的なよその事例を参考に、もっともっと前に進めていただきたいと思います。

計画の中にも、その辺を少し重点に入れて検討していただきたいと思います。要望です。

木田委員 資料14ページの医療計画の中間見直しですが、内容として目標指標の見直しと新型コロナと出ていますが、前回の定例会で人生会議の推進啓発条例を議会で提案し、制定して進めていますが、時代の要請に対応するこの見直しの中で人生会議の取扱いについて、取り入れられて見直しがされていくのか教えていただきたいと思います。

一丸医療政策課長 具体的な協議はこれからになります。在宅医療という分野の中で、人生会議についても触れていくものと思っています。その中で協議などをしていきたいと思っています。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

守永委員外議員 旧優生保護法に係る強制不妊手術救済法の関係で、7月か8月の朝日新聞の報道で、山形、岐阜、兵庫、鳥取の4県で、自治体が独自に個別通知をしているようです。大分で名簿を通して分かっている方々の生死の状況について、アプローチをどのようにしていくかという議論はされてきたのか教えていただきたい。

藤内健康づくり支援課長 大分県の昭和32年、35年の2年分の審査会資料として、個人情報

が保存されています。

実質105名の方の個人情報が存在しますが、その方々が今御存命であるかどうかについては、県の情報を基に市町村に照会する、その際の個人情報取扱いの問題と、それ以上に実は知事も大変心配していましたが、実際、いまだに強制的に避妊手術を受けたことを周囲に知られたくない思いが強い方々がいるので、そういう個別通知をしたことにより、周りに知られてしまう。本人がいいかどうか確認できない中で個別通知をすることについて、やはり慎重であるべきという考え方から、これまでこの105人分の個人情報がありますが、個別の通知は実施していません。

いまだに新たな相談があつて、徐々に一時金支給につながっているケースも出てきています。個別通知によらず、実際この制度をお知らせすることで、少しでもそういう救済というか一時金の支給につながればと啓発を継続しています。

守永委員外議員 朝日新聞の報道では、鳥取県のことが細かく書いてありましたが、鳥取県で記録がある21人のうち、生存と所在確認できた6人に通知をしているということですが、そのときの担当職員の言葉としては、慎重な配慮が必要だが、被害者への通知はプライバシーの保護と両立できると話しています。どういう取組をしたのか、4県がこういう通知をしているので、その状況を把握して、121名の方々が知らずに救済されないということがないように取組をお願いします。

井上委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

井上委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてですが、前回の委員会で、様子を見ながら適宜判断するとしていました。

ちなみに、他の都道府県の状況を申しますと、半数弱の都道府県が県外の調査を中止しているようです。

県外所管事務調査について、行き先やテーマ等、何か希望はありますか。

今年は中止でよければ、もう県外は中止したいと思いますが、よろしいですか。受入先のこともあるからですね。もう今年は県外は中止でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 ではそのようにしたいと思います。

次に、参考人招致についてです。

今年も7月に豪雨災害がありましたし、近年、風水害などがたびたび発生していることから、私は、気象庁、大分地方気象台の方に災害に関連した話をしてもらえたらと考えています。

また、あわせて県庁舎本館6階にある防災センター及び災害対策本部会議室の調査を実施してはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。（「お任せします」と言う者あり）それでは、参考人招致及び調査に関しては、御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、今年度は県外に行けませんので、その代わりという意味合いでも参考人招致、また、県内調査としての防災センターの調査をする方向で進めたいと思います。

一応日程的には4定開会中を中心に進めていきたいと思いますが、12月議会ですね。それで御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 次に、執行部との懇談会についてです。

7月下旬からコロナの第2波と言われるような状況が続いており、現状では9月10日以降感染者数ゼロが続いていますが、まだ感染者が発生する可能性もあり、3定での開催も厳しい状況です。

顔合わせの懇談会に関しては、時期がずれてしまったこともあり、中止としてはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 それではそのようにします。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。